

特許講習会 テキスト

(初級コース)

2008年8月1日

弁理士 門脇 俊雄

【目次】

（前提：１）（基礎知識：２～７）（特許調査：８～１０）（出願対応：１１～１７）

【前提：１】

１：事業活動と知財戦略（特許戦略）

１－１：事業活動（事業戦略／研究開発戦略）

１－２：知財戦略

１－３：技術開発と特許とのバランス

【基礎知識：２～７】

２：法律の体系

２－１：知的財産権（知的財産）――従来の知的所有権

２－２：産業財産権に関する法律

２－３：産業財産権法以外の知的財産権に関する法律

３：特許制度の概要

３－１：特許法の目的

３－２：発明とは何か

３－３：発明が保護されるための要件（特許を受けることができる発明）

３－４：出願手続（権利取得のための手続）

３－５：特許権（特許権者）

３－６：職務発明（３５条）

３－７：審査の流れ（審査主義）

４：実用新案制度の概要

５：公報の種類

５－１：特許関連公報

５－２：意匠／商標公報

６：公開特許公報／公表特許公報／再公表特許／特許公報／登録実用新案公報の実際

６－１：書誌的事項

６－２：掲載内容

６－３：公表特許公報／再公表特許の特徴

６－４：公報の具体例

７：ＩＰＣ（国際特許分類：International Patent Classification）

７－１：セクション

７－２：クラス

７－３：サブクラス

７－４：メイングループ

７－５：サブグループ

７－６：ＩＰＣの階層構造

７－７：ＩＰＣ分類表の入手

【特許調査：８～１０】

８：特許調査

８－１：調査の種類

８－２：調査ツール

９：ＩＰＤＬ（特許電子図書館）による調査

９－１：ホームページ

９－２：特許・実用新案検索

９－３：特許・実用新案公報ＤＢ

９－４：特許・実用新案文献番号索引照会

９－５：公報テキスト検索

９－６：公開特許公報フロントページ検索

９－７：特許分類検索

９－８：パテントマップガイダンス

９－９：パテントマップガイダンス（旧）

９－１０：ＰＡＪ検索

９－１１：ＦＩ／Ｆターム検索

９－１２：外国公報ＤＢ

９－１３：審査書類情報照会

９－１４：コンピュータソフトウェアデータベース（ＣＳＤＢ検索）

１０：ＵＳＰＴＯ（米国特許庁）ＤＢによる米国特許調査

【出願対応：１１～１７】

１１：発明の把握

１１－１：従来技術の改良／変更

１１－２：発明申請／出願申請（社内体制整備）

１１－３：第三者（特許部門／部門管理職）による評価

１１－４：アイデア奨励策（参考）

１１－５：発明の例

１２：特許出願に必要な書類

１２－１：願書（特許法施行規則２３条）

１２－２：特許請求の範囲（施行規則２４の４条）

１２－３：明細書（施行規則２４条）

１２－４：図面（施行規則２５条）

１２－５：要約書（施行規則２５条の２、２５の３条）

１３：特許請求の範囲／明細書／図面／要約書の記載上の注意事項

１３－１：一般的注意事項

１３－２：特許請求の範囲記載上の注意事項

１３－３：明細書記載上の注意事項（項分け記載）

１３－４：図面作成上の注意事項

１３－５：要約書作成上の注意事項

1 4：特許請求の範囲 作成のポイント

- 1 4－1：記載基準
- 1 4－2：発明が不明確な例（3 6 条 6 項 2 号違反の類型例）
- 1 4－3：請求項のパターン例（定型文例）（必要に応じてふさわしい形式を選択）
- 1 4－4：引用形式請求項（従属請求項）の作成
- 1 4－5：請求項作成のコツ

1 5：明細書 作成のポイント（「1 3－3：明細書記載上の注意事項」参照）

- 1 5－1：明細書の記載基準
- 1 5－2：発明の名称
- 1 5－3：技術分野
- 1 5－4：背景技術
- 1 5－5：発明が解決しようとする課題
- 1 5－6：課題を解決するための手段
- 1 5－7：発明の効果
- 1 5－8：発明を実施するための最良の形態（実施の形態）
- 1 5－9：産業上の利用可能性
- 1 5－1 0：図面の簡単な説明
- 1 5－1 1：符号の説明
- 1 5－1 2：明細書作成のコツ

1 6：図面／要約書 作成のポイント

1 7：特許出願の書類見本（特許請求の範囲／明細書／要約書／図面）

引用資料：特許庁／独立行政法人工業所有権情報・研修館／特許電子図書館
なお、ホームページ掲載時には、公報の添付は省略。

1：事業活動と知財戦略（特許戦略）

1－1：事業活動（事業戦略／研究開発戦略）

- ・事業戦略：分野／成長性／リスク
- ・研究開発戦略：差異化／優位化（技術力向上）の観点からのテーマ設定／推進
- ・推進上の障害：競業者の知的財産（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）

1－2：知財戦略

- ・事業戦略／研究開発戦略と知財戦略の連携（三位一体で経営戦略を推進）
- ・他社の知財力／自社の知財力の把握・・・特許調査／特許管理
- ・他社に対抗できる技術テーマの設定／推進・・・技術開発・特許出願（権利取得）
- ・攻撃／防御／予防の観点からの評価、対応（社内体制整備）

1－3：技術開発と特許とのバランス

- ・開発の成果を特許で守る（開発あつての特許）
- ・特許力強化 ⇒ 開発力強化
- ・社内の体制整備
 - ・経営陣の理解と督励
 - ・アイデアの創出推進と特許出願のバランス（実用性のある出願）

2：知財関連の法律の体系

- ・2002年：知的財産戦略大綱（知財立国）
- ・国の政策 ⇔ 企業の経営方針（事業戦略、研究開発戦略、知財戦略）

2－1：知的財産権（知的財産）――従来：知的所有権

- ・産業財産権（産業財産）――従来：工業所有権
- ・産業財産権以外の知的財産権

2－2：産業財産権に関する法律

- ・特許法（特許権）
- ・実用新案法（実用新案権）
- ・意匠法（意匠権）
- ・商標法（商標権）

法	法目的（各法1条）	保護の対象（定義：各法2条）	権利（※）
特許法	発明の保護・利用 →発明奨励 ⇒産業の発達	発明 （発明：自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの）	特許権 （出願日から20年）
実用新案法	物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護・利用 →考案奨励 ⇒産業の発達	物品の形状、構造又は組合せに係る考案 （考案：自然法則を利用した技術的思想の創作）	実用新案権 （出願日から10年）

意匠法	意匠の保護・利用 →意匠の創作を奨励 ⇒産業の発達	意匠（デザイン） （意匠：物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの）	意匠権 （登録日から20年） （改正前：15年）
商標法	商標の保護 →商標の使用をする者の業務上の信用を維持 ⇒産業の発達・需要者の利益保護	商標（ネーミング／トレードマーク） （商標：文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（標章）であって、業として商品を生産等する者がその商品について使用するもの／業として役務を提供等するものがその役務について使用するもの）	商標権 （登録日から10年） （更新可能）

2－3：産業財産権法以外の知的財産権に関する法律

- ・知的財産基本法（2002年制定）
- ・不正競争防止法（混同惹起、冒用、模倣、営業秘密不正、その他の不正行為を排除）
- ・著作権法（著作権）
- ・半導体集積回路の回路配置に関する法律（回路配置利用権）
- ・種苗法（育成者権）
- ・プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律

法	法目的（各法1条）	保護の対象（定義：各法2条）	権利(※1)
著作権法	著作物、実演、レコード、放送、有線放送に関し、著作者の権利及び隣接する権利を規定 →文化的所産の公正な利用・著作者等の権利の保護 ⇒文化の発展に寄与 （注：隣接する権利＝著作隣接権：実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた著作権に準じる権利）	著作物、実演、レコード、放送、有線放送に関する著作者の権利及び隣接する権利 （著作物：思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの） （実演：著作物を演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法で演ずること） （レコード：蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの） （放送：公衆送信のうち、公衆によって同一内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信） （有線放送：公衆送信のうち、公衆によって同一内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信）	著作権 （著作者の死後50年） 著作者人格権 著作隣接権 （映画の著作権：発表から70年）

不正競争防止法	事業者間の公正な競争・これに関する国際約束の的確な実施を確保 →不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等 ⇒国民経済の健全な発展に寄与	不正競争行為に対する民事上の救済／刑事上の罰則による保護 （不正競争：2条1項1号～15号で15の不正競争行為を列挙）：混同惹起、冒用、模倣、営業秘密不正、・・・ （1号：周知表示混同惹起行為／2号：著名表示冒用行為／3号：商品形態模倣行為／4号：営業秘密に係る不正行為）：営業秘密不正	－（消滅時効：一定期間権利行使しなければ消滅）
半導体回路配置保護法	半導体集積回路の回路配置の適正な利用の確保 →半導体集積回路の開発を促進 ⇒国民経済の健全な発展に寄与	半導体集積回路の回路配置 （半導体集積回路：半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスタその他の回路素子を生成させ、かつ、不可分の状態にした製品であって、電子回路の機能を有するように設計したもの） （回路配置：半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置）	回路配置利用権 （登録日から10年）
種苗法	新品種の保護のための品種登録制度、指定種苗の表示に関する規制等 →品種の育成の振興と種苗の流通の適正化 ⇒農林水産業の発展に寄与	農林水産植物の新品種※2 （農林水産植物：農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物／植物体：農林水産植物の固体） （品種：重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合）	育成者権 （品種登録の日から25年）

※1：権利満了時期 ※2：特許法でも保護

3：特許制度の概要

3－1：特許法の目的

- ・目的：発明の保護と利用→発明の奨励⇒産業の発達（1条）
- ・発明の保護：発明公開（出願行為）の代償として出願人へ特許権（独占権）付与（独占権：他人の先願独占権との関係では、実施できないことがある。72条）
- ・発明の利用：本人による独占的实施／第三者による権利消滅後の自由実施／権利存続中の実施権許諾／公開情報の利用による第三者の発明

3－2：発明とは何か

（A）発明の定義（2条1項）

- ・発明：自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの
- ・自然法則：自然界で経験的に見出される法則（万有引力の法則などに限らない）
- ・自然法則を利用：
 - ・自然法則そのもの×
 - ・人為的取り決め×
 - ・自然法則に反するもの×
- ・技術的思想：
 - ・技術（一定の目的を達成するための具体的手段）そのものではなく技術の背景にあるアイデア（客観性、反復可能性：要）
 - ・技能（例：投球方法）×
- ・創作：新しく作りだされたものであること（発見×）
- ・高度：実用新案の考案との区別（考案：自然法則を利用した技術的思想の創作）

（B）発明の種類（カテゴリー）

- ・物の発明（コンピュータプログラムを含む）
- ・方法の発明（物を生産する方法、それ以外の方法の発明）

3－3：発明が保護されるための要件（特許を受けることができる発明）

（A）産業上の利用可能性があること（29条1項柱書）

- ・発明自体が産業上利用できること（発明の結果物の利用性：不問）
 - ・個人的にのみ利用×
 - ・学術的にのみ利用×
 - ・実施可能性がないもの×

（B）新規性（29条1項）があること：

- ・公知（1号）、公用（2号）、頒布刊行物記載等（3号）に該当しないこと
 - ・時期的基準：出願時
 - ・地域的基準：世界主義
 - ・頒布刊行物に記載されたもの：×
 - ・電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったもの：×
 - ・自己の発表行為（論文発表／製品発表その他開示行為）：×
 - ⇒ 新規喪失（発表後の出願：×

（C）進歩性／非容易性（29条2項）があること：

- ・新規性のない技術から容易に発明できないこと
 - ・判断基準：これまでの審査／審判／裁判の積み重ね

- (D) 先願（３９条）であること（先願主義）：
 - ・ 先の出願の請求項と比較して同一でないこと
 - ・ 同一発明：一日でも早く出願した方に先願の地位
- (E) 拡大された他人の先願（３９条の２）がないこと：
 - ・ 先の出願の明細書に記載された事項と比較して同一でないこと
- (F) 不登録事由に該当しないこと：
 - ・ 公序良俗／公衆の衛生を害するおそれがある発明（３２条）でないこと
- (G) 特許請求の範囲、明細書に記載不備（不明瞭記載）がないこと

３－４：出願手続（権利取得のための手続）

- (A) 願書の提出（３６条１項）
- (B) 願書に添付する書面（３６条２項）
 - ・ 明細書
 - ・ 特許請求の範囲
 - ・ 図面（必要時）
 - ・ 要約書
- (C) 審査請求（４８条の３）：出願から３年以内
- (D) 手数料（１９５条２項）／登録料（特許料：１０７条）の納付
- (E) 特許出願の付随効果：後願を排除（先願主義）
- (F) 電子出願→インターネット出願（２０１０年４月完全移行）

３－５：特許権（特許権者）

- (A) 特許権の発生：特許料の納付（１年分～３年分）→特許権の設定登録（６６条）
- (B) 特許権の効力：
 - ・ 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する（６８条）
 - ・ 他人の先願特許権等による制限（７２条）
- (C) 特許発明の技術的範囲：
 - ・ 特許請求の範囲の記載に基づいて定める（７０条１項）：
 - 特許請求の範囲：権利書としての役割
 - ・ 明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈（同２項）
- (D) 特許権の活用（ライセンス契約）：実施権の設定、許諾
 - ・ 特許権者は、専用実施権を設定できる（７７条）
 - 専用実施権：設定範囲内での独占権を有する実施権
 - ・ 特許権者は、通常実施権を許諾できる（７８条）
 - 通常実施権：独占権のない実施権

３－６：職務発明（３５条）

- (A) 職務発明（１項）：従業者等がその性質上使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等での従業者等の現在又は過去の職務に属する発明

(B) 使用者等の権利 (2 項)

使用者等は、職務発明が特許となったとき、その特許権について通常実施権を有する

(C) 従業者等の権利

・ 相当の対価の支払いを受ける権利 (3 項) :

従業者等は、契約 (勤務規則その他の定め) により、職務発明について使用者等の特許を受ける権利／特許権を承継させ、又は使用者等のために専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払いを受ける権利を有する

・ 対価を定める基準：不合理と認められるものであってはならない (4 項)

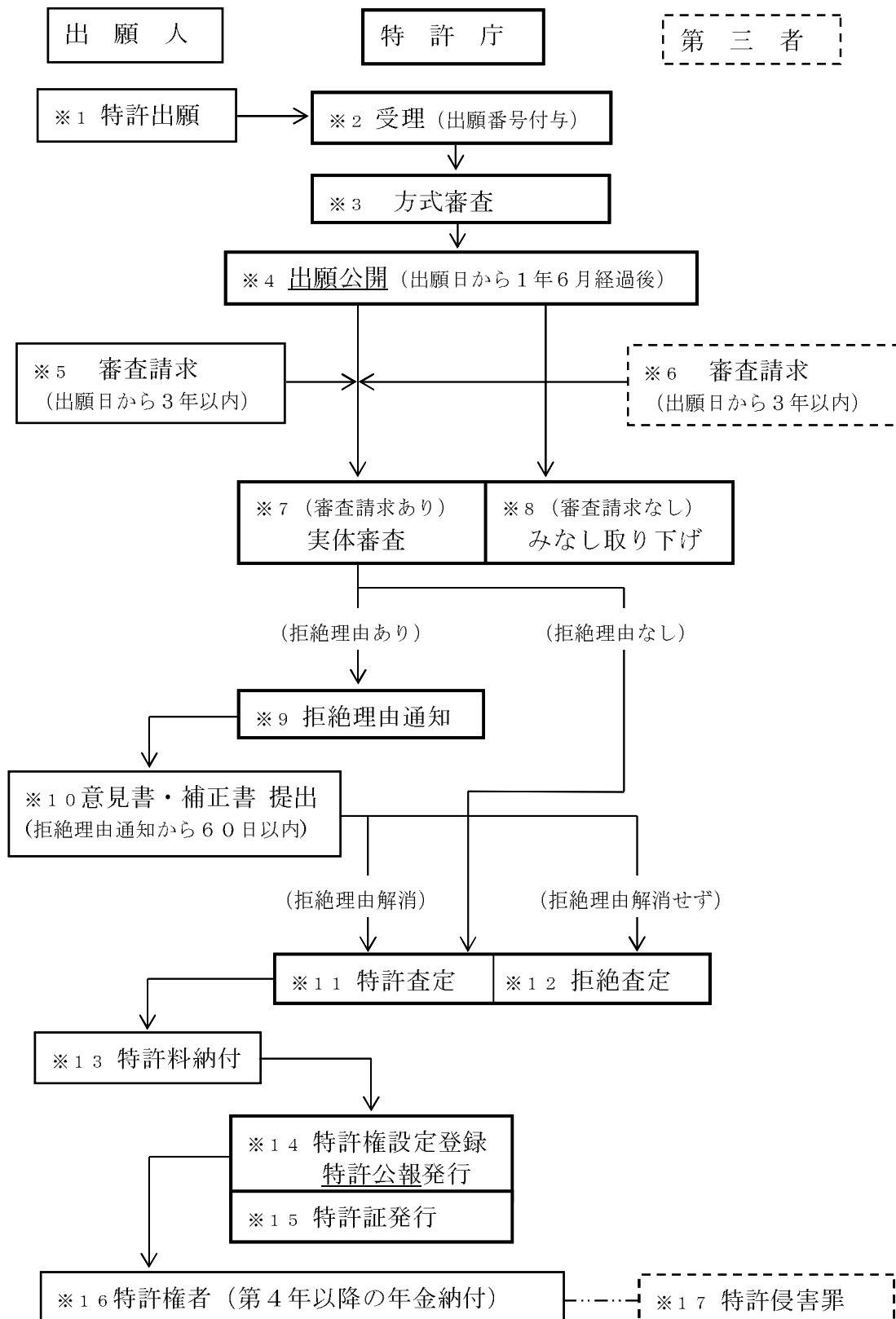
・ 不合理な場合：使用者等が受けるべき利益の額、使用者等が行う負担、貢献および従業者等の処遇その他の事情を考慮して定める (4 項)

(D) 業務発明：使用者等の業務範囲に属するが職務発明には該当しない発明

(E) 自由発明：職務発明にも業務発明にも属しない発明

3－7：審査の流れ (審査主義)

特許出願から特許権取得までの手続き（審査手続き）の概要



※次ページに注釈

注釈

※番号	概説	特許庁費用	代理人費用
1	願書および願書に添付する書面（特許請求の範囲、明細書、必要な図面、要約書）提出	15,000	○
2	オンライン出願（インターネット出願へ完全移行：2010年4月）		
3	方式に違反：補正命令		
4	公開公報の発行。書誌事項および発明の内容（請求の範囲、明細書、図面、要約書）が公開される。出願人は警告などを条件として補償金請求権を有する（出願人は早期公開請求可能）。重複活動（出願／研究等）の回避。		
5	審査請求により審査官による審査が開始	168,600/件 +4,000/請求項	○
6	第三者が早く審査の結果を知りたい場合（係争案件の場合など）	同上	○
7	審査官による特許を受ける要件を満たしているか否かの審査 （発明／産業上利用可能／新規性／進歩性／先願／不登録自由に該当しない／記載要件を満たしている）		
8	権利化の可能性消滅。 出願公開に伴う公知文献としての地位を維持		
9	公知文献などを引用して新規性、進歩性に欠ける発明（出願）への拒絶理由通知		
10	出願人に反論の機会付与。 新規事項を取り入れた補正は不可。時期により補正範囲、補正内容に制限		○
11	拒絶理由が解消／拒絶理由が無い：特許査定		
12	拒絶理由が解消しない場合の審査での結論 （拒絶査定に不服の場合は、拒絶査定不服審判を請求できる）		
13	特許査定謄本の送達があった日から30日以内に第1年から第3年までの特許料を納付。	2,300/年+ 200/請求項	○
14	特許内容を掲載		
15	歴史的、名譽的な証書(権利の実体とは無関係)		
16	差止請求権／損害賠償請求権。 特許権存続期間は特許出願から20年（医薬分野で5年を限度とする延長制度）。 第4年以降各年毎に年金納付要：4～6年＝7,100/年+500/請求項、7～9年＝21,400/年+1,700/請求項、10～25年＝61,600/年+4,800/請求項	第4年以降の年金 年金合計例： 5請求項： 4～9Y＝118,500 10～15Y＝428,000 （出願時期による相違あり）	○
17	特許権／専用実施権を侵害した者		

4：実用新案制度の概要

- ・無審査登録主義（実用新案登録出願すれば実用新案権の設定登録がされる）
- ・権利行使には実用新案技術評価書が必要
- ・特許出願への変更の可能性（実用新案登録出願から3年以内）

5：公報の種類

5－1：特許・実用新案関連公報

公報種別	発行条件	位置付け
公開特許公報 (A)	特許出願から1年半後に自動的に公開	技術情報 (審査を受けていない)
公表特許公報 (A)	PCTに基づく国際出願。 (日本を指定したもの) (国際公開(原語)された後、翻訳文を日本国内へ周知するために公表される。)	技術情報 (審査を受けていない) ・・・一般的に外国出願人による出願
再公表特許 (A1)	日本特許庁へのPCTに基づく国際出願。(日本を指定したもの) (国際公開(日本語)された後、日本国内へ周知するために再度日本語で公表される。)	技術情報 (審査を受けていない) ・・・一般的に日本出願人による出願
特許公報 (B2)	審査官による審査の結果、拒絶理由が存在しないと認定されたもの：	権利情報 (審査を受けたもの) (独占排他権)
登録実用新案 (U)	実用新案登録出願がされたとき、審査官による審査を受けずに登録されたもの(無審査登録主義)	技術情報／権利情報 (権利行使に制限がある)

※ A、A1、B2、U：特許文献を識別するための標準コード（世界知的所有権機関：WIPO、日本特許庁：JPO制定）

5－2：意匠／商標公報

公報種別	発行条件	位置付け
意匠公報	意匠権の設定登録	権利情報／デザイン情報
商標公報	商標権の設定登録	権利情報／

6：公開特許公報／公表特許公報／再公表特許／特許公報／登録実用新案の実際

6－1：書誌的事項

公報種別	書誌事項（固有）	書誌事項（共通）
公開特許公報	・ 特許出願公開番号・公開日	・ 出願番号・出願日 ・ 出願人・発明者 ・ 国際特許分類：IPC （Int. Cl.） ・ 発明の名称 ・ 要約（特許公報除く） ・ 代表図 ・ 発行日（公開：公開日）
公表特許公報	・ 特許出願公表番号・公表日 ・ 国際出願番号（出願日→） ・ 国際公開番号・国際公開日	
再公表特許	・ 国際公開番号・国際公開日 ・ 国際出願番号・国際出願日	
特許公報	・ 特許番号・登録日 ・ 経過情報（公開番号他）	
登録実用新案	・ 実用新案登録番号・登録日	

6－2：掲載内容

- ・ 特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）
- ・ 発明の詳細な説明
- ・ 図面

6－3：公表特許公報／再公表特許の特徴

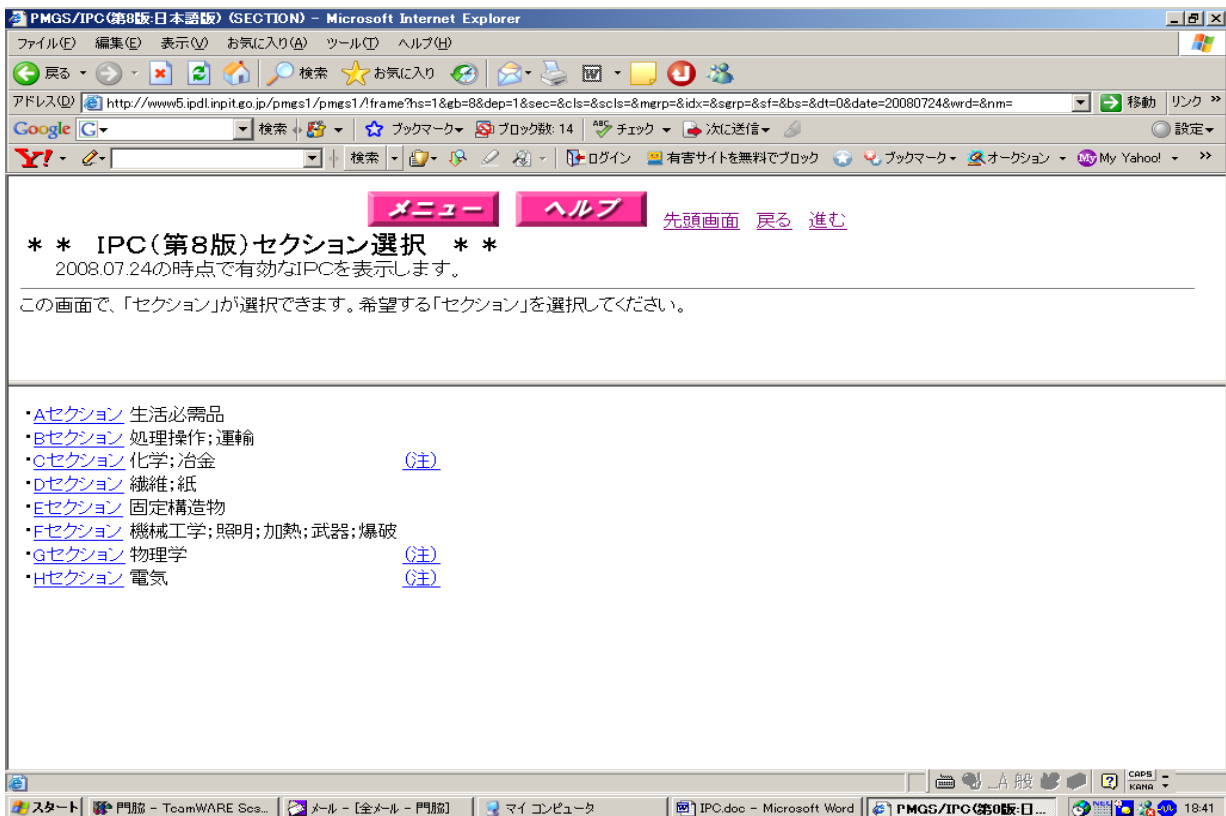
- ・ 国際調査報告書

6－4：公報の具体例（別紙資料参照）

- ・ 公開特許公報：特開 2 0 0 8－1 7 2 2 0 3
- ・ 公表特許公報：特表 2 0 0 8－5 2 7 6 9 9
- ・ 再公表特許：国際公開番号 WO 2 0 0 6／0 9 0 8 3 4
- ・ 特許公報：特許第 4 1 2 3 7 4 3 号・・・（全文）
- ・ 登録実用新案公報：実用新案登録第 3 1 4 3 3 7 6 号

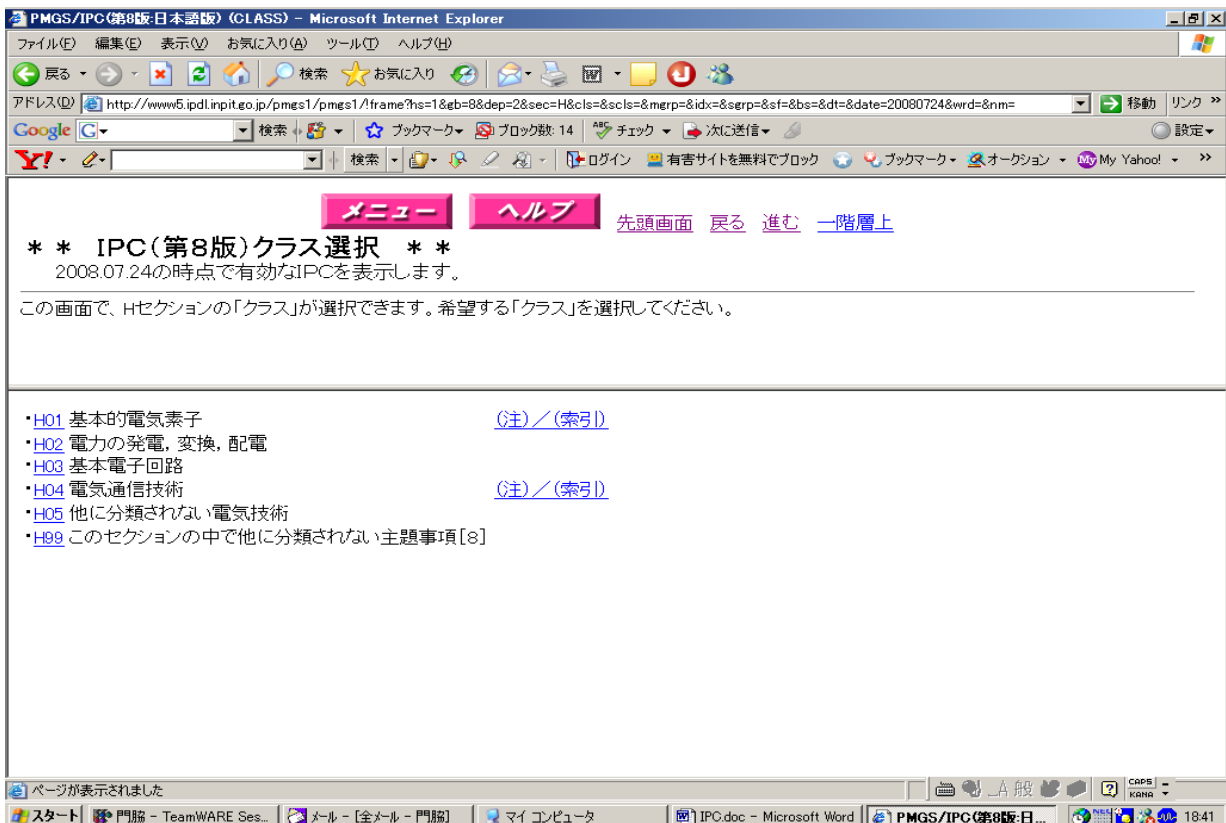
7：IPC（国際特許分類：International Patent Classification）

7-1：セクション



- ・ A～Hのいずれかに必ず分類

7-2：クラス



- ・ セクション／クラス：クラス

7-3: サブクラス

メニュー ヘルプ 先頭画面 戻る 進む 一階層上

IPC(第8版)サブクラス選択
2008.07.24の時点で有効なIPCを表示します。

この画面で、H01内の「サブクラス」が選択できます。希望する「サブクラス」を選択してください。

スパークギャップを用いた過電圧避雷器H01T4/00;非常保護回路装置H02H;無接点電子手段による開閉H03K17/00)

- [H01J](#) 電子管または放電ランプ(スパークギャップH01T;消耗する電極を有するアークランプH05B;粒子加速器H05H) (注)/(索引)
- [H01K](#) 白熱ランプ(放電装置と白熱ランプの両方に使用できる細部、製造装置と製造方法H01J;白熱発光体と他の発光体とを組み合わせた光源H01J61/96, H05B35/00;そのための回路H05B) (注)/(索引) 定義
- [H01L](#) 半導体装置、他に属さない電気的固体装置(半導体ウエハ用移送システムB65G49/07;測定のための半導体装置の使用G01;走査プローブ装置の細部一般G12B21/00;抵抗一般H01C;磁石、インダクタ、トランスH01F;コンデンサ一般H01G;電解装置H01G9/00;電池、蓄電池H01M;導波管、導波管の共振器または線路H01P;電線接続器、集電装置H01R;誘導放出装置H01S;電気機械共振器H03H;スピーカー、マイクロフォン、音響機ピックアップまたは類似の音響電気機械変換器H04R;電気的光源一般H05B;印刷回路、ハイブリッド回路、電気装置の箱体または構造的細部、電気部品の組立体の製造H05K;特別な応用をする回路への半導体装置の使用は、応用サブクラスを参照) [2]
- [H01M](#) 化学的エネルギーを電気的エネルギーに直接変換するための方法または手段、例、電池(電気化学的方法または装置一般C25;光または熱エネルギーを電気的エネルギーに変換するための半導体または他の固体装置H01L、例、H01L31/00, H01L35/00, H01L37/00) [2] (注)/(索引)
- [H01P](#) 導波管;導波管型の共振器、線路または他の装置(光周波数で動作するものG02B;空中線H01Q;集中インピーダンス素子からなる回路網H03H) (注)/(索引) 定義
- [H01Q](#) 空中線(治療用のマイクロ波近電磁界放射器A61N5/04;空中線試験用または空中線特性測定用装置G01R;導波管H01P;マイクロ波加熱用の放射器またはアンテナH05B6/72) (注)/(索引)

・ セクション/クラス/サブクラス : サブクラス

7-4: メイングループ

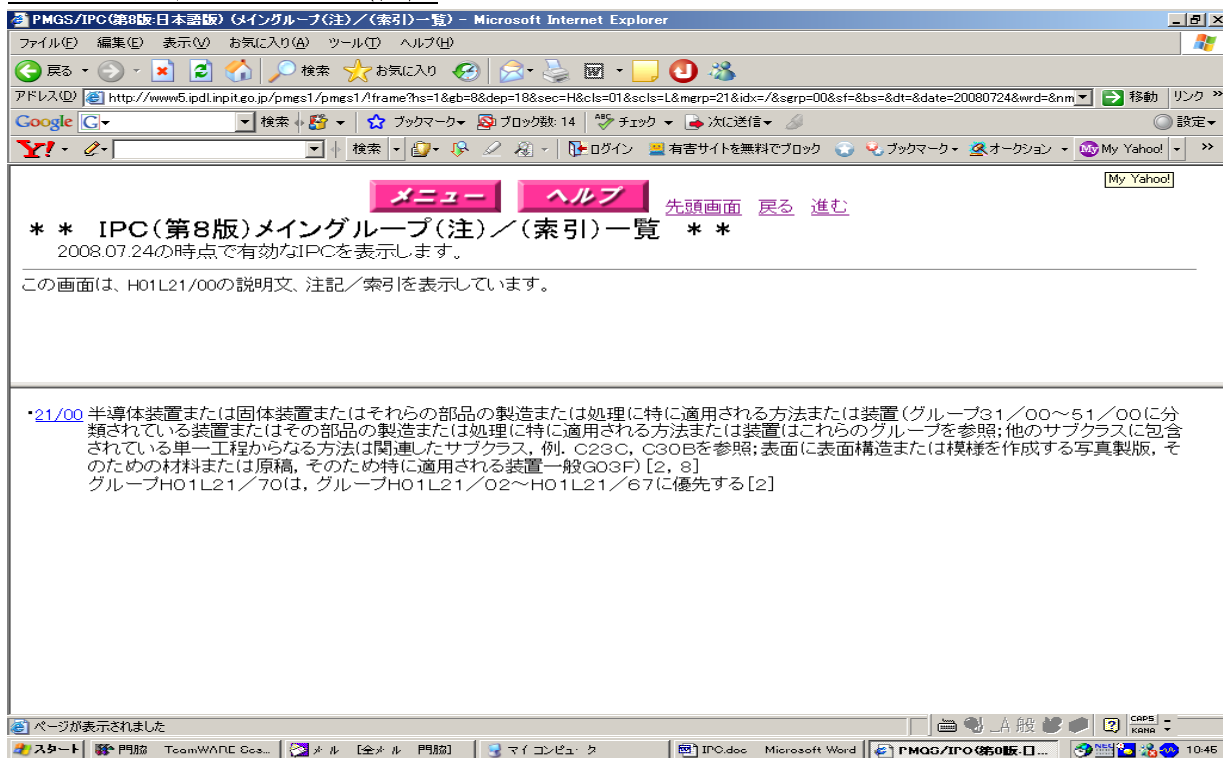
メニュー ヘルプ 先頭画面 戻る 進む 一階層上

IPC(第8版)メイングループ選択
2008.07.24の時点で有効なIPCを表示します。

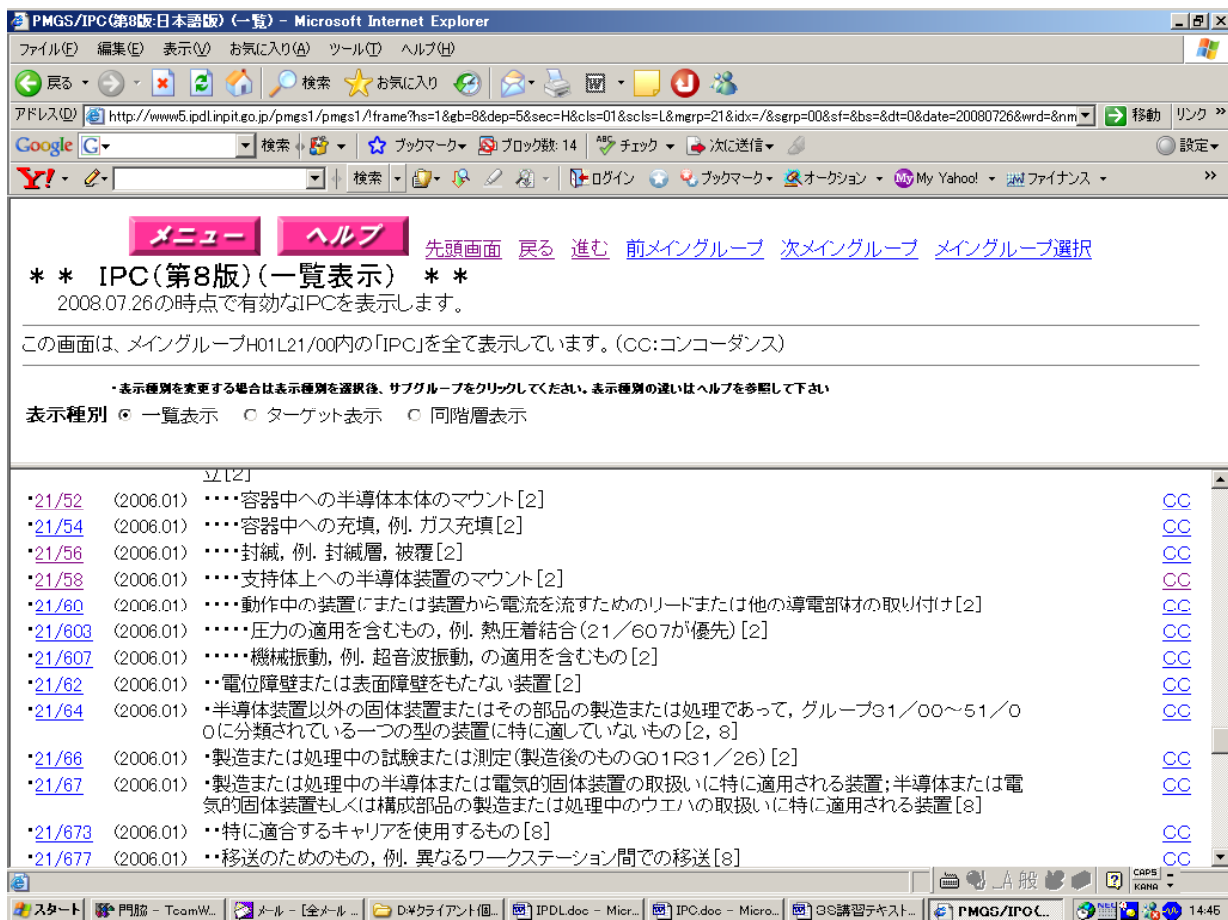
この画面で、H01L内の「メイングループ」が選択できます。希望する「メイングループ」を選択してください。

- [21/00](#) (2006.01) 半導体装置または固体装置またはそれらの部品の製造または処理に特に適用される方法または装置(グループ31/00~51/00に分類されている装置またはその部品の製造または処理に特に適用される方法または装置はこれらのグループを参照;他のサブクラスに包含されている単一工程からなる方法は関連したサブクラス、例、C23C, C30Bを参照;表面に表面構造または模様を作成する写真製版、そのための材料または原稿、そのために適用される装置一般G03F) [2, 8] (注)/(索引)
- [23/00](#) (2006.01) 半導体または他の固体装置の細部(25/00が優先) [2, 5] (注)/(索引)
- [25/00](#) (2006.01) 複数の個々の半導体または他の固体装置からなる組立体(1つの共通基板内または上に形成された複数の固体構成部品からなる装置27/00;光電子セルの組立体31/042;ソーラ・セルまたはソーラ・パネルを用いる発電装置H02N6/00;他のサブクラスに分類される完全回路組立体の細部、例、テレビジョン受信機の細部、は関連するサブクラス、例、H04N, を参照;電気部品の組立体の細部一般H05K) [2, 5] (注)/(索引)
- [27/00](#) (2006.01) 1つの共通基板内または上に形成された複数の半導体構成部品または他の固体構成部品からなる装置(それらの装置またはその部品の製造または処理に特に適用される方法または装置21/70, 31/00~51/00;その細部29/00, 29/00~51/00;複数の個々の固体装置からなる組立体25/00;電気部品の組立体一般H05K) [2, 8] (注)/(索引)
- [29/00](#) (2006.01) 整流、増幅、発振またはスイッチングに特に適用される半導体装置であり、少なくとも1つの電位障壁または表面障壁を有するもの;少なくとも1つの電位障壁または表面障壁、例、PN接合空乏層またはキャリア集中層、を有するコンデンサまたは抵抗器;半導体本体または電極の細部(31/00~47/00, 51/05が優先;それらの装置

7-4: メイングループ (注)



7-5: サブグループ



7-6: IPCの階層構造

・メイングループ（例：H01L 21/00）の下位分類（サブグループ）での階層構造：ドットによる階層表示

H01L 21/67	・	製造または処理中の半導体または電氣的固体装置の取扱いに特に適用される装置；半導体または電氣的固体装置もしくは構成部品の製造または処理中のウエハの取扱いに特に適用される装置⑧
H01L 21/673	・・	特に適合するキャリアを使用するもの⑧
H01L 21/677	・・	移送のためのもの，例．異なるワークステーション間での移送⑧
H01L 21/68	・・	位置決め，方向決め，または整列のためのもの（移送のためのもの21/677）②⑧
H01L 21/683	・・	支持または把持のためのもの（移送のためのもの21/677，位置決め，方向決め，または整列のためのもの21/68）⑧
H01L 21/687	・・・	機械的手段を使用するもの，例．チャック，クランプ，またはピンチ⑧
H01L 21/70	・	1つの共通基板内または上に形成された複数の固体構成部品または集積回路からなる装置またはその特定部品の製造または処理；集積回路装置またはその特定部品の製造（予め形成された電氣的構成部品からなる組立体の製造H05K3/00，H05K13/00）②

7-7: IPC分類表の入手

・特許庁HPで入手

特許庁HP→特許について→IPC・FI・Fターム→

IPC第8版（2008.01）分類表及び更新情報（日本語版）（必要分野をDL）

8：特許調査

8－1：調査の種類

- ・技術内容の調査／技術内容以外の調査
- ・時期的分類：継続的調査／単発調査
- ・情報種別による分類：技術情報／権利情報／（両方）
- ・目的別分類：技術動向／出願時の新規性確認／権利関連／経過確認

8－2：調査ツール

(A) I P D L（特許電子図書館）

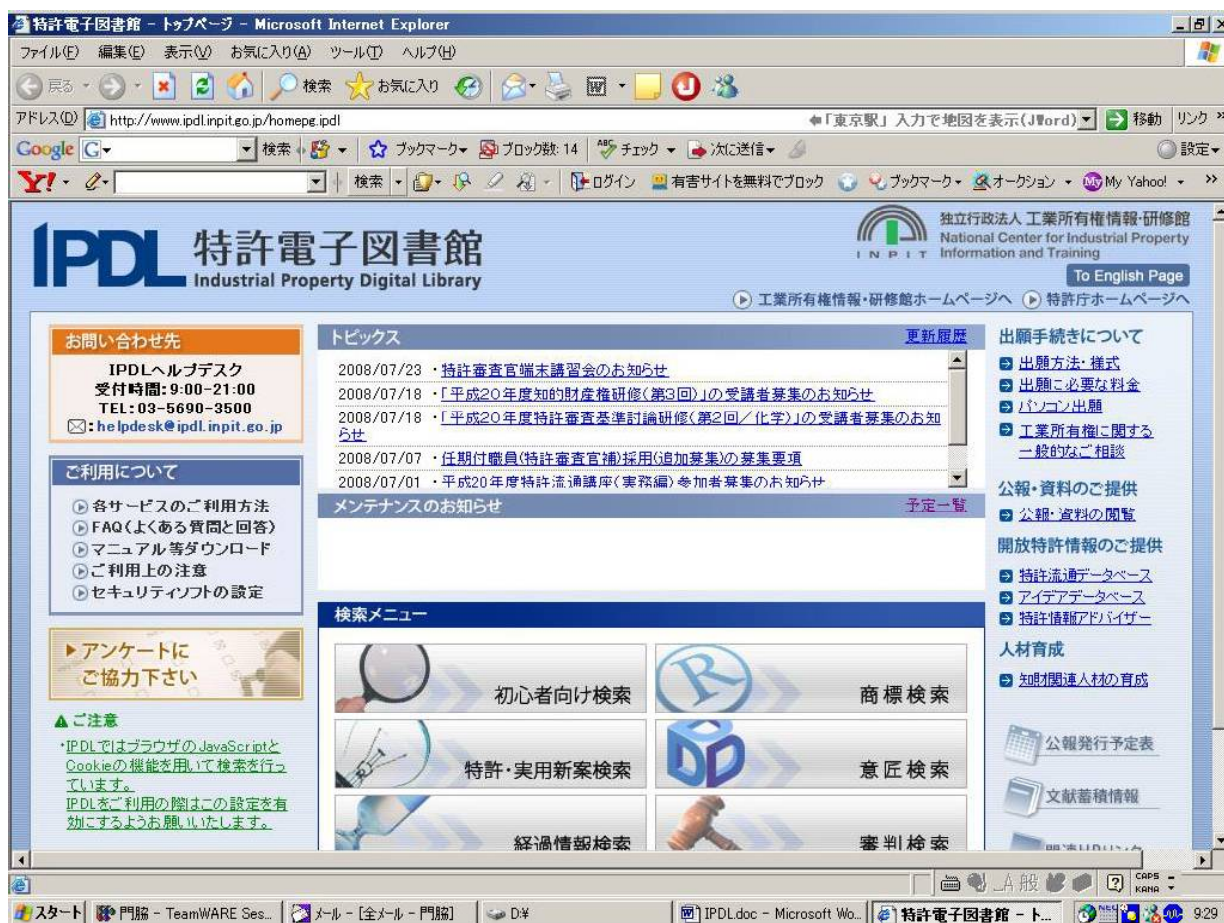
- ・精度／速度：完全ではない
- ・個々の技術者が小規模で手軽に利用できる
- ・公報を迅速に入手できる（最近の公報：P D F化）

(B) 有償の調査機関（民間の特許情報調査会社）

- ・高精度：P A T O L I S
- ・契約

9：IPDL（特許電子図書館）による調査

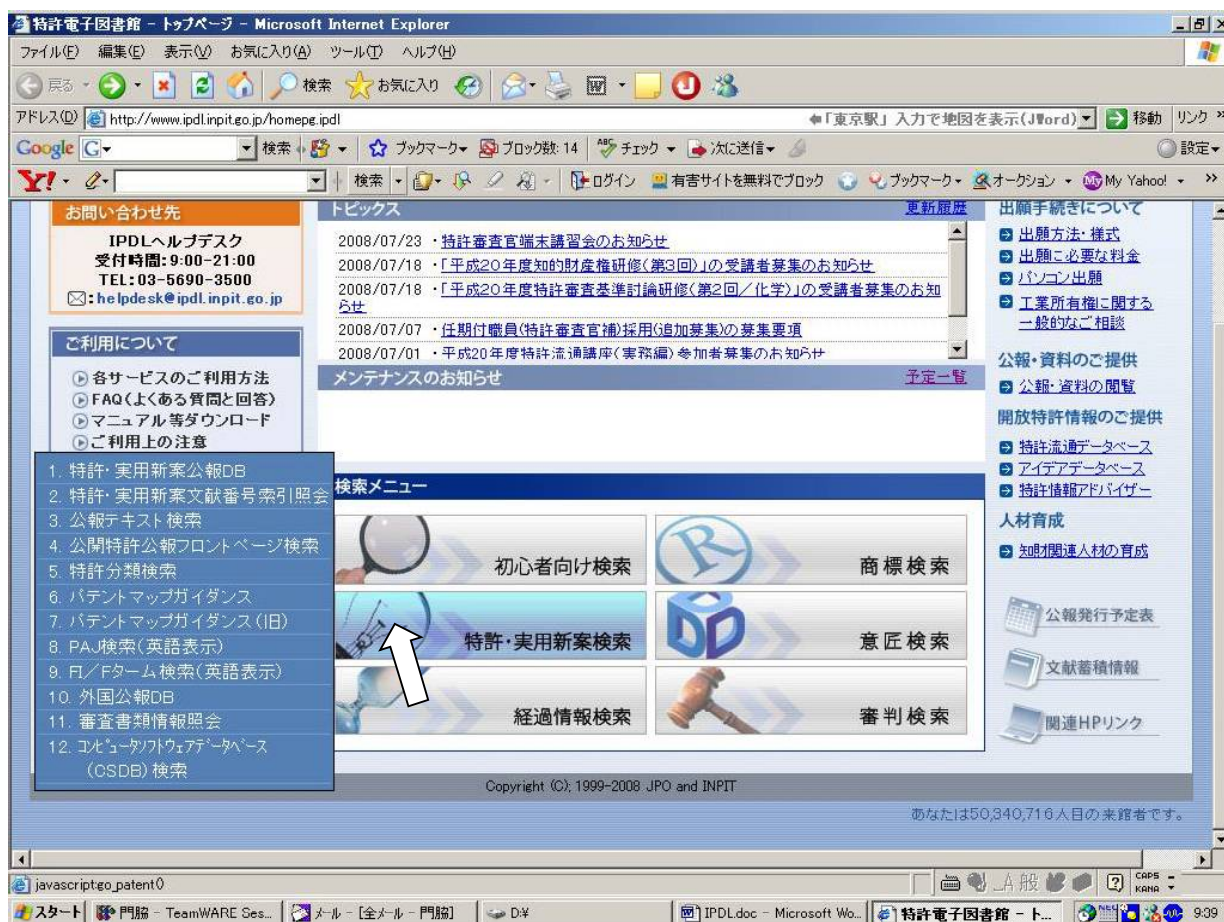
9-1：ホームページ



※検索メニュー

- 1：初心者向け検索：
- 2：特許・実用新案検索：
- 3：経過情報検索：
- 4：商標検索：
- 5：意匠検索：
- 6：審判検索：

9-2: 特許・実用新案検索



※特許・実用新案検索（ポインタ・クリック）

- | | |
|--------------------------|------|
| 1 : 特許・実用新案公報DB | 9-3 |
| 2 : 特許・実用新案文献番号索引照会 | 9-4 |
| 3 : 公報テキスト検索 | 9-5 |
| 4 : 公開特許公報フロントページ検索 | 9-6 |
| 5 : 特許分類検索 | 9-7 |
| 6 : パテントマップガイダンス | 9-8 |
| 7 : パテントマップガイダンス (旧) | 9-9 |
| 8 : P A J 検索 (英語表示) | 9-10 |
| 9 : F I / F ターム検索 (英語表示) | 9-11 |
| 10 : 外国公報DB | 9-12 |
| 11 : 審査書類情報照会 | 9-13 |
| 12 : コンピュータソフトウェアデータベース | 9-14 |
- (C S D B 検索)

9-3：特許・実用新案公報DB

(A) 入力

特許・実用新案公報DB

メニュー ニュース ヘルプ

●文献種別 文献種別を以下の記号で入力して下さい【半角英数字】。
 特許公開: A 特許公告: B 特許: B 特許公表: A 特許明細書: C 公開技報: N1
 再公表: A1 特許請求: H 実用公開: U 実用全文: U1 登録実用: U
 実用公告: Y 実用登録: Y 実用公表: U 実用明細書: Z 実用請求: I

●文献番号 文献種別に対応した形式で、文献番号を入力して下さい【半角英数字】。

文献種別	特許公開・特許公表・実用公開	特許公告・実用全文・実用公告・実用公表	再公表	公開技報	特許・特許明細書・特許請求・登録実用・実用登録・実用明細書・実用請求
指定形式	西暦1999年以前の発行分 元号 和暦年 - 一連番号	西暦2000年以降の発行分 元号 和暦年 - 一連番号または 西暦年4桁 - 一連番号	元号 和暦年 - 一連番号	0 + 西暦下2桁 - 一連番号 または 西暦年4桁 - 一連番号	0 + 西暦下2桁 - 一連番号
例	H09-123456	H12-123456 または 2000-123456	S46-123456	005-123456 または 2005-123456	098-12345

1. 2. 3. 4.
 5. 6. 7. 8.
 9. 10. 11. 12.

●表示形式 ☒ 項目/レイアウト表示 ☐ PDF表示
 ●表示種別 全頁
 文献番号照会

クリア 文献蓄積情報

※文献番号（公報種別）が分かっている場合に公報を表示／入手

文献種別：

文献番号：

表示形式：

表示種別：

文献番号照会（ボタン）：

ヘルプ：

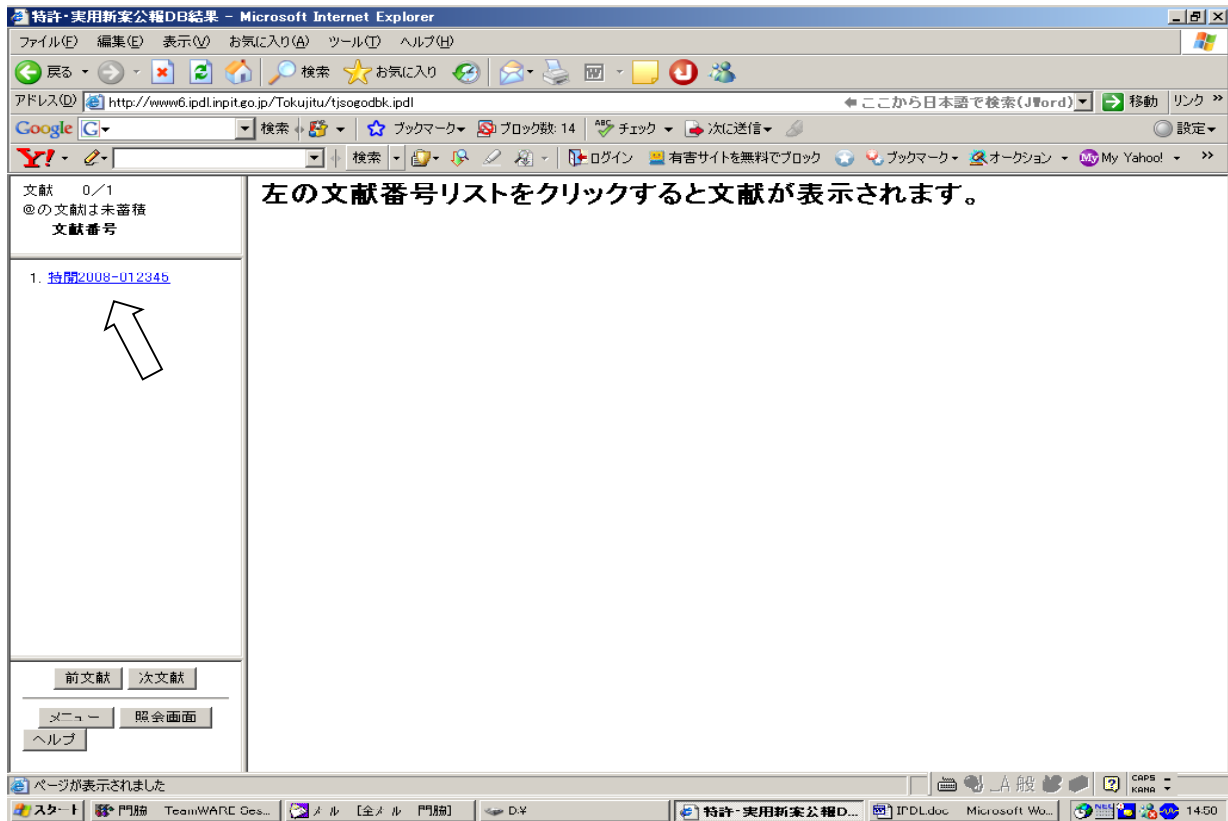
(入力例)

公開特許公報2008年第12345号（特開2008-12345）の場合

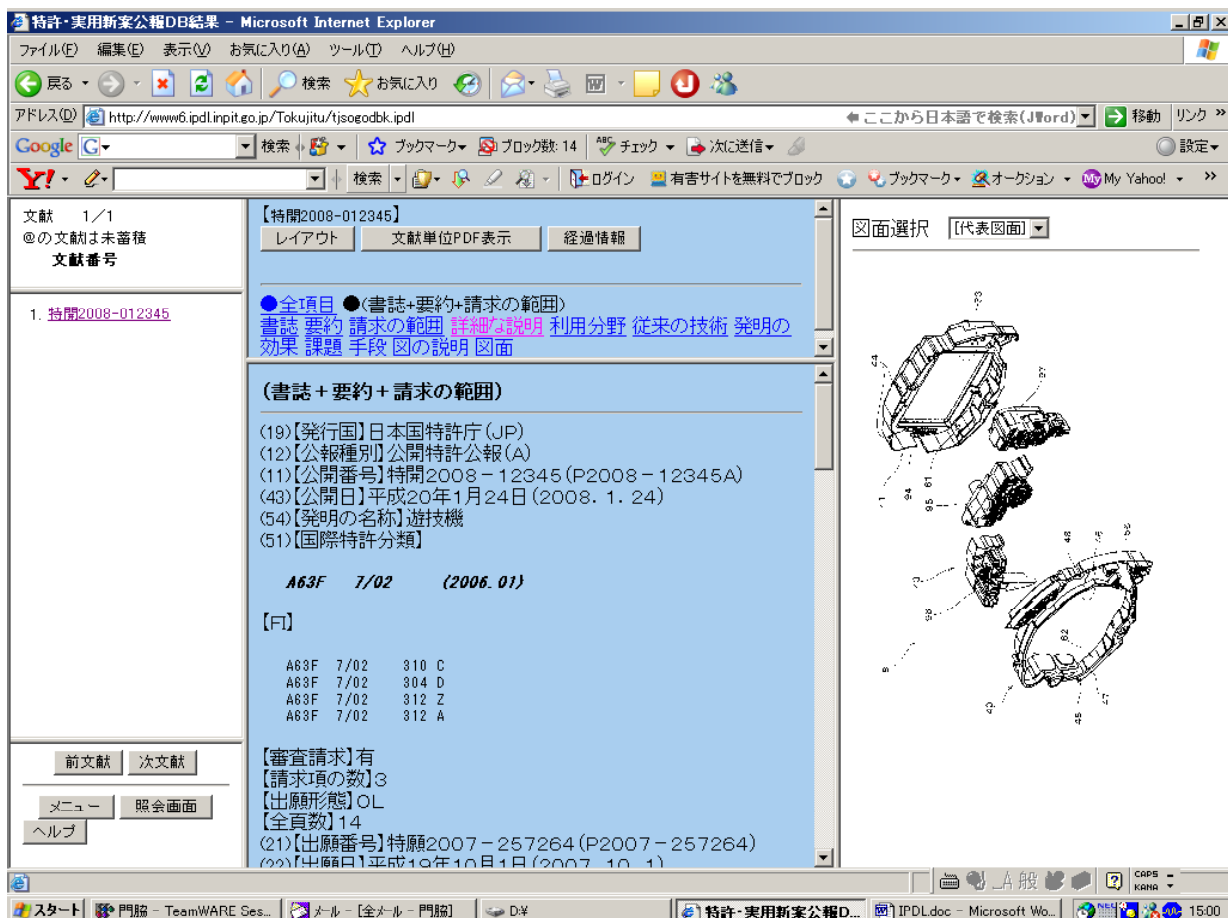
・文献種別：A

・文献番号：2008-12345

(B) 文献番号照会結果

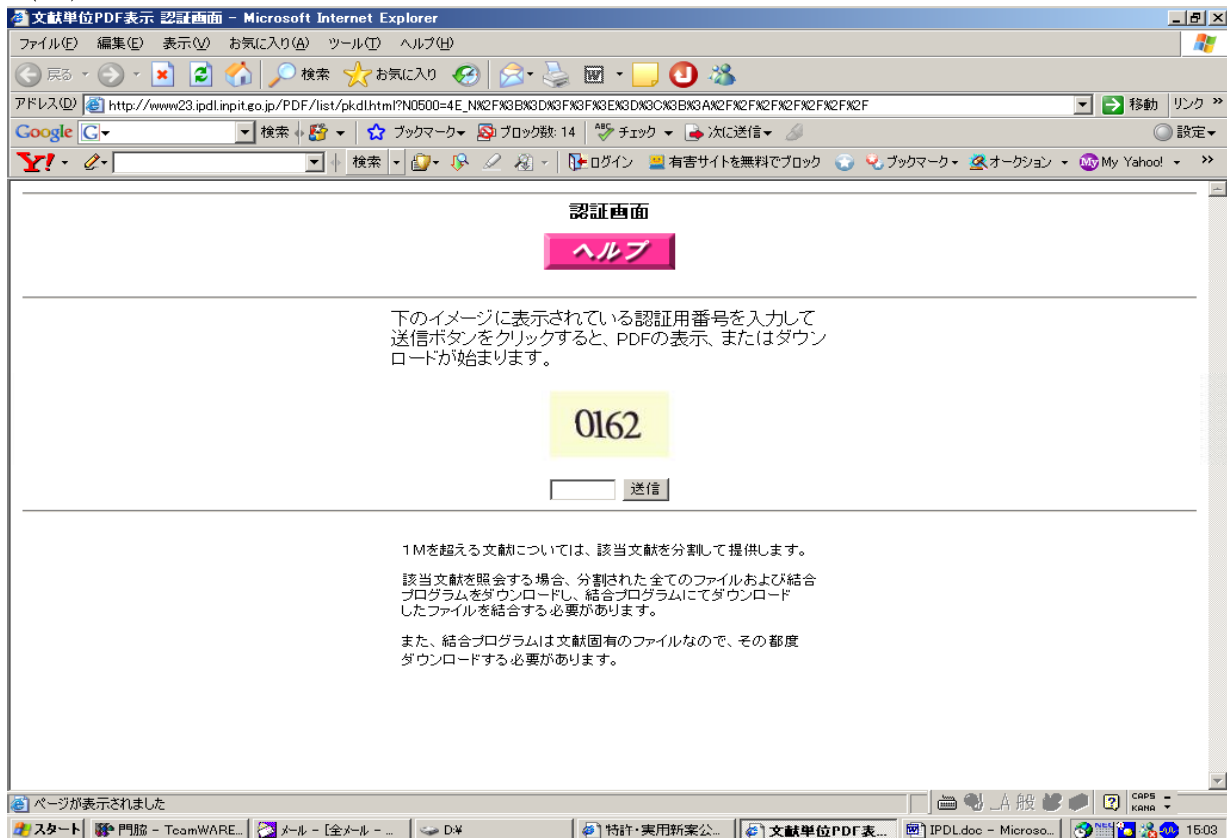


(C) 文献内容

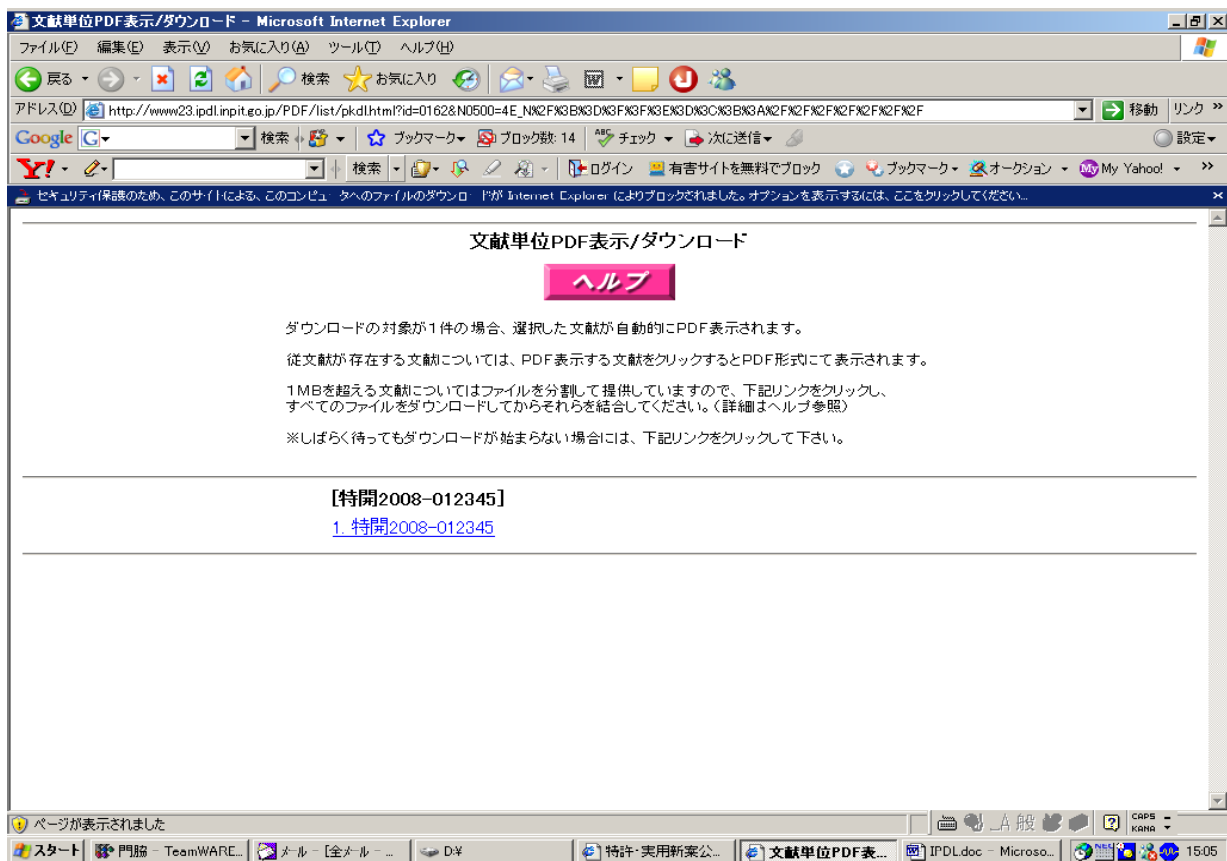


※レイアウト／PDF／経過情報

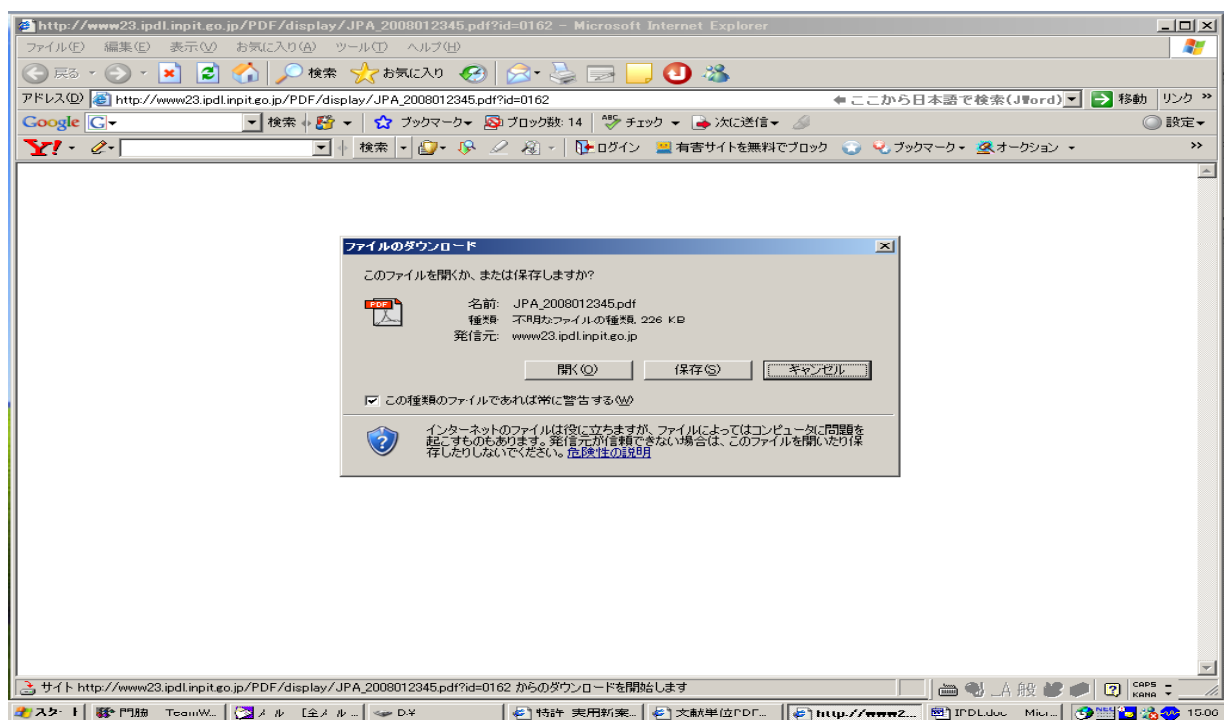
(D) PDF



(E) リンク表示



(F) 表示／保存



9-4：特許・実用新案文献番号索引照会

(A) 照会メニュー

特許・実用新案文献番号索引照会

メニュー ニュース ヘルプ

● 検索対象 ○ 特許 ○ 実用

● 文献番号 種別に対応した形式で、文献番号を入力して下さい【半角英数字】。

種別	出願・公開(公表)・査定系審判	公告	登録
指定形式	西暦1999年以前の番号 元号 和暦年 - 一連番号	西暦2000年以降の番号 元号 和暦年 - 一連番号 または 西暦年4桁 - 一連番号	元号 和暦年 - 一連番号 一連番号
例	S54-123456	H12-123456 または 2000-123456	H01-123456 1234567

1. 出願 2. 出願 3. 出願 4. 出願 5. 出願

照会 クリア 照会可能範囲

※ 番号相互間の照会

(例)

出願番号→公開番号その他の番号

種別：出願（公開／公告／審判／登録）

文献番号：

(入力例)

種別：出願

文献番号 2000-1 (特願 2000-1)

(照会結果) 特開 2001-190010 (次ページ)

(B) 照会結果

特許・実用新案文献番号索引照会

メニュー 照会画面 ニュース ヘルプ

文献番号一覧

	1	2	3	4	5
出願番号	特許出願2000-000001				
公開番号	特許公開2001-190010				
公告番号					
審判番号					
特許番号					

表示する公報を文献種別より選択してください。

●文献種別 公開 ●表示種別 全頁

リスト 照会可能範囲

- ・ 出願番号（出願時付与）／公開番号（出願公開公報の発行に伴い付与）
- ・ （公告番号）／審判番号／特許番号：出願以降の経過次第

(C) 文献リスト表示（（B）でリストボタンをオン）

特許・実用新案文献番号索引照会結果

メニュー 照会画面 ニュース ヘルプ

文献 0/1
@の文献は未審判
文献番号

1. 特開2001-190010

前文献 次文献

メニュー 照会画面
一覧表示 ヘルプ

左の文献番号リストをクリックすると文献が表示されます。

(D) 文献内容

特許・実用新案文献番号索引照会結果 - Microsoft Internet Explorer

アドレス: <http://www6.ipdl.inpit.go.jp/Tokujitu/tjbansakuk.ipdl>

Google 検索

文庫 1/1
◎の文庫は未登録
文庫番号

1. [特開2001-190010](#)

【特開2001-190010】
レイアウト

●全項目 ●(書誌+要約+請求の範囲)
書誌 要約 請求の範囲 詳細な説明 利用分野 従来の技術 発明の効果 課題 手段 図の説明 図面

(書誌+要約+請求の範囲)

(19)【発行国】日本国特許庁(JP)
(12)【公報種別】公開特許公報(A)
(11)【公開番号】特開2001-190010(P2001-190010A)
(43)【公開日】平成13年7月10日(2001. 7. 10)
(54)【発明の名称】電線用プロテクタ
(51)【国際特許分類第7版】

H02G 3/04
B60R 16/02 623
F16L 7/00

【F】

H02G 3/04 J
B60R 16/02 623 U
F16L 7/00

【審査請求】未請求
【請求項の数】3
【出願形態】OL
【全頁数】4
(21)【出願番号】特願2000-1(P2000-1)

図面選択 [代表図面]

図面: 11a, 11b, 11c, 11d, 11e, 11f, 12, 12a, 12b, 12c, 12d, 12e, 12f, 13, 14a, 14b, 14c, 14d, 14e, 14f, 15, 16

※ (PDF ボタンなしのケース)

(E) レイアウト

特許・実用新案文献番号索引照会結果 - Microsoft Internet Explorer

アドレス: <http://www6.ipdl.inpit.go.jp/Tokujitu/tjbansakuk.ipdl>

Google 検索

文庫 1/1
◎の文庫は未登録
文庫番号

1. [特開2001-190010](#)

(19) 日本国特許庁 (JP) (12) 公開特許公報 (A) (11) 特許出願公開番号
特開2001-190010
(P2001-190010A)
(43) 公開日 平成13年7月10日(2001. 7. 10)

ISN(Int.)	識別記号	F I	ページ(参考)
H02G 3/04		H02G 3/04	56357
B60R 16/02	623	B60R 16/02	623U
F16L 7/00		F16L 7/00	

審査請求 未請求 請求項の数 3 OL (全 4 頁)

(21) 出願番号	特願2000-1(P2000-1)	(71) 出願人	000230923 三菱電機株式会社
(22) 出願日	平成12年1月4日(2000. 1. 4)	(72) 発明者	東京都練馬区小竹町1丁目8番1号 馬次 勝次

前文献 次文献

メニュー 照会画面
一覧表示 ヘルプ

特開2001-190010 標準 拡大 回転 0° 反転 再表示 前頁 次頁 項目表示

ページが表示されました

スタート 門脇 - TeamWARE Soc... メール - [全メール - 門脇] D4 IPDL.doc - Microsoft Wo... 特許・実用新案文庫... 15:16

※イメージ印刷が可能

9-5：公報テキスト検索

(A) 入力

※1：公報種別：

- 1：公開特許公報（公開、公表、再公表）
- 2：特許公報（公告、特許）
- 3：和文抄録
- 4：公開実用新案公報（公開、公表、登録実用）
- 5：実用新案公報（公告、実用登録）

※2：検索項目選択：項目間のAND検索

- ・要約、請求の範囲、要約+請求の範囲：（AND検索、OR検索）
- ・発明の名称、IPC：（AND検索、OR検索）
- ・出願人／権利者：（AND検索、OR検索）
- ・発明者：（AND検索、OR検索）
- ・時期：出願日、公開日、登録日、公報発行日：（範囲指定）

※3：検索方式：項目内でのAND検索／OR検索

(B) 入力（検索項目選択）

公報テキスト検索 - Microsoft Internet Explorer

メニュー ニュース ヘルプ

●公報種別

☒ 公開特許公報（公開、公表、再公表） ☐ 特許公報（公告、特許） ☐ 和文抄録

☐ 公開実用新案公報（公開、公表、登録実用） ☐ 実用新案公報（公告、実用登録）

各検索項目毎の入力方法はヘルプを参照してください。

検索項目選択	検索キーワード	検索方式
要約+請求の範囲	AND	OR
要約	AND	OR
請求の範囲	AND	OR
発明の名称	AND	OR
公報全文（書誌を除く）	AND	OR
IPC	AND	OR
FI	AND	OR
ファセット識別子	AND	OR
出願人/権利者	AND	OR
申請人識別番号	AND	OR
発明者	AND	OR
公報発行日	AND	OR

検索 検索可能範囲 クリア

(C) 例題 1

- ・技術内容（検索対象技術）：ストロー付きの飲料用の容器
- ・検索対象期間：今年（2008年）になってから公開された特許

(C-1) 検索式例

- ・要約+請求の範囲：（ストロー）＊（容器）
- ・要約+請求の範囲：（ジュース）＋（飲料）
- ・公開日：20080101～

(C-2) 検索結果（20080724）

(C-2-1)

要約+請求の範囲：（ストロー）＊（容器）
公開日20080101～
ヒット件数：36件

(C-2-2)

要約+請求の範囲：（ストロー）＊（容器）＊（（ジュース）＋（飲料））
公開日20080101～
ヒット件数：4件

※（C-2-2）に対応する入力画面：

（C-3）：公開日（4件：C-4-1）→公報発行日（6件：C-4-2）

(C-3) 入力例

公報テキスト検索

メニュー ニュース ヘルプ

● 公報種別
☒ 公開特許公報 (公開、公表、再公表) ☐ 特許公報 (公告、特許) ☐ 和文抄録
☐ 公開実用新案公報 (公開、公表、登録実用) ☐ 実用新案公報 (公告、実用登録)

各検索項目毎の入力方法はヘルプを参照してください。

検索項目選択	検索キーワード	検索方式
要約+請求の範囲	ストロー 容器	AND
要約+請求の範囲	ジュース 飲料	OR
IPC		OR
出願人/権利者		OR
公開日	20080101:	OR

● 表示形式 ☒ 項目/レイアウト表示 ☐ PDF表示
 一覧表示はヒット件数1000件以内の時に表示可能です。
 ヒット件数 4件

検索 一覧表示 クリア

検索可能範囲 パテントマップガイダンス

- ・ キーワード：全角、期間：半角（20080101：）
- ・ 期間：20080101（公開日：4件、公報発行日：4件＋2件（特表））

(C-4) 一覧表示

(C-4-1) 4件（検索項目選択：公開日）

ヒット件数 4 件

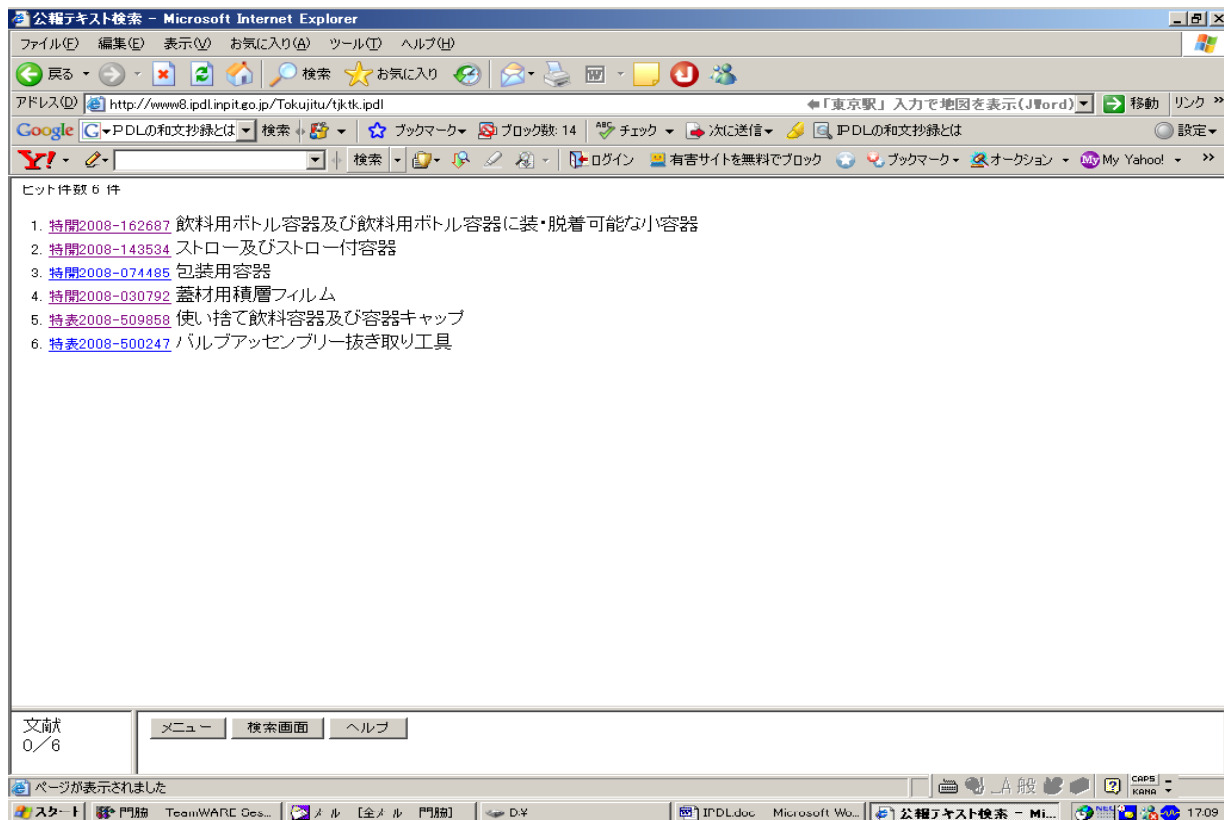
- 特開2008-162687 飲料用ボトル容器及び飲料用ボトル容器に装・脱着可能な小容器
- 特開2008-143534 ストロー及びストロー付容器
- 特開2008-074485 包装用容器
- 特開2008-030792 蓋材用積層フィルム

文献 0/4

メニュー 検索画面 ヘルプ

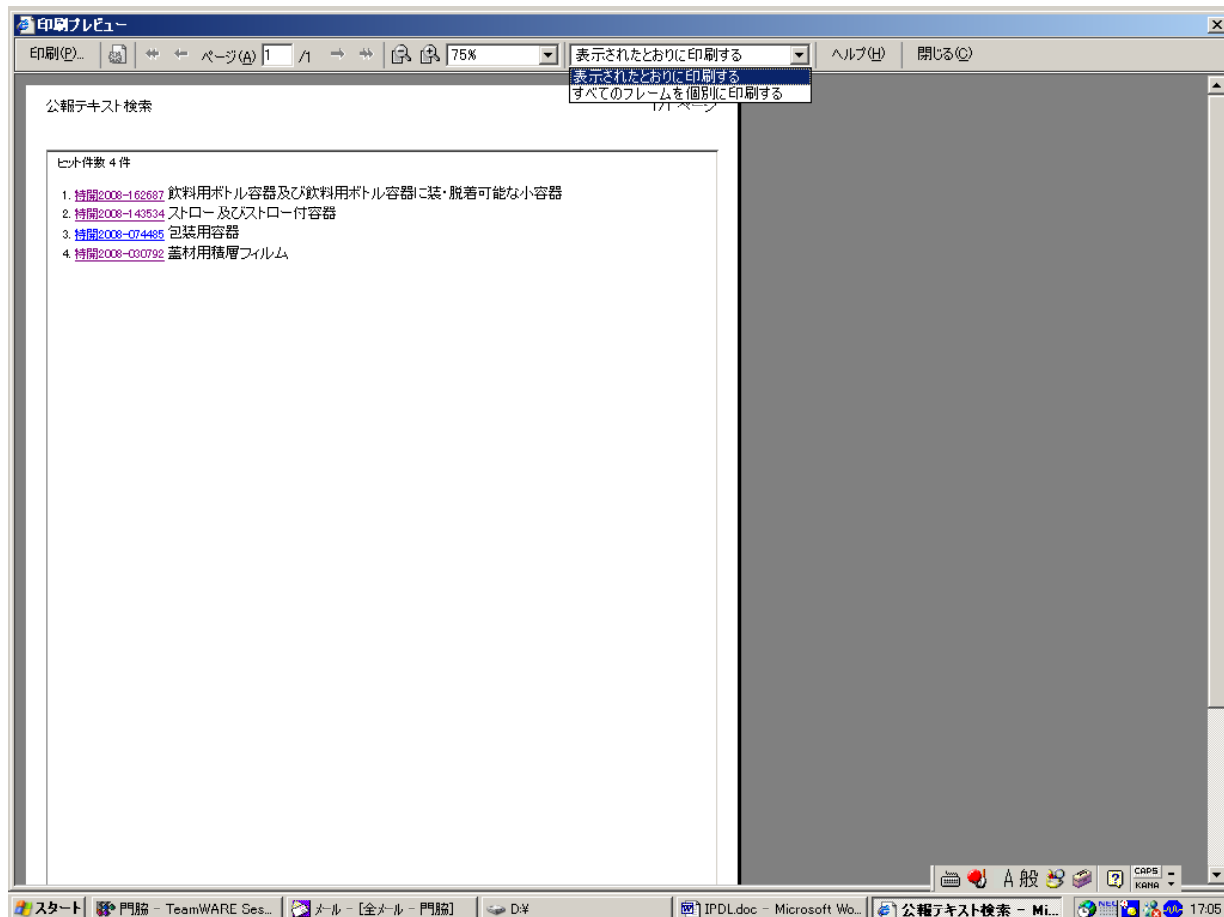
ページが表示されました

(C-4-2) 6件 (検索項目選択: 公報発行日)



※公表公報 2 件追加

(C-5) リスト印字



(D) 例題 2

- ・技術内容（検索対象技術）：IPC＝H01L21が付与されたもの
- ・出願人：シャープ
- ・検索対象期間：今年15日以降（2008年7月15日）に公開された特許

(D-1) 検索式例

- ・IPC：H01L21／?・・・前方一致検索
- ・出願人／権利者：シャープ
- ・公開日：20080715～

(D-2) 検索結果（20080724）

- ・ヒット件数：20件

(E) 検索精度

- ・キーワード：他の表現／記載／データ／誤記による漏れ
- ・IPC：分野の確定
- ・件数の絞込み：キーワードとIPCのAND（論理積）
- ・ノイズと漏れ：件数の多寡（状況に応じた判断）

9-6：公開特許公報フロントページ検索

(A) 検索画面

公開特許公報フロントページ検索

メニュー ニュース ヘルプ

テキスト検索 ※ 番号照会を行う場合は右のボタンをクリックしてください。 >> 番号照会

※ 詳細な入力方法はヘルプを参照して下さい。
※ 入力する必要がない項目は、空欄にして検索を行っても構いません。

● 出願人、発明の名称、要約【全角入力】 例: コンピュータ 半導体
OR 検索を行う場合はキーワードとキーワードの間にスペース(全角若しくは半角)を入れてください。

AND

AND

AND

● 公開日【半角入力】 例: 19980401~19980405

AND

● IPC【半角入力】 例: D01B7/04 A01C11/02
OR 検索を行う場合はIPCとIPCの間にスペース(全角若しくは半角)を入れてください。

検索実行 文献蓄積情報

(B) 入力・検索結果

公開特許公報フロントページ検索

メニュー ニュース ヘルプ

検索結果: 1件 一覧表示 検索結果クリア

テキスト検索 ※ 番号照会を行う場合は右のボタンをクリックしてください。 >> 番号照会

※ 詳細な入力方法はヘルプを参照して下さい。
※ 入力する必要がない項目は、空欄にして検索を行っても構いません。

● 出願人、発明の名称、要約【全角入力】 例: コンピュータ 半導体
OR 検索を行う場合はキーワードとキーワードの間にスペース(全角若しくは半角)を入れてください。

半導体装置

AND

絶縁性基板

AND

ボンディング

AND

● 公開日【半角入力】 例: 19980401~19980405

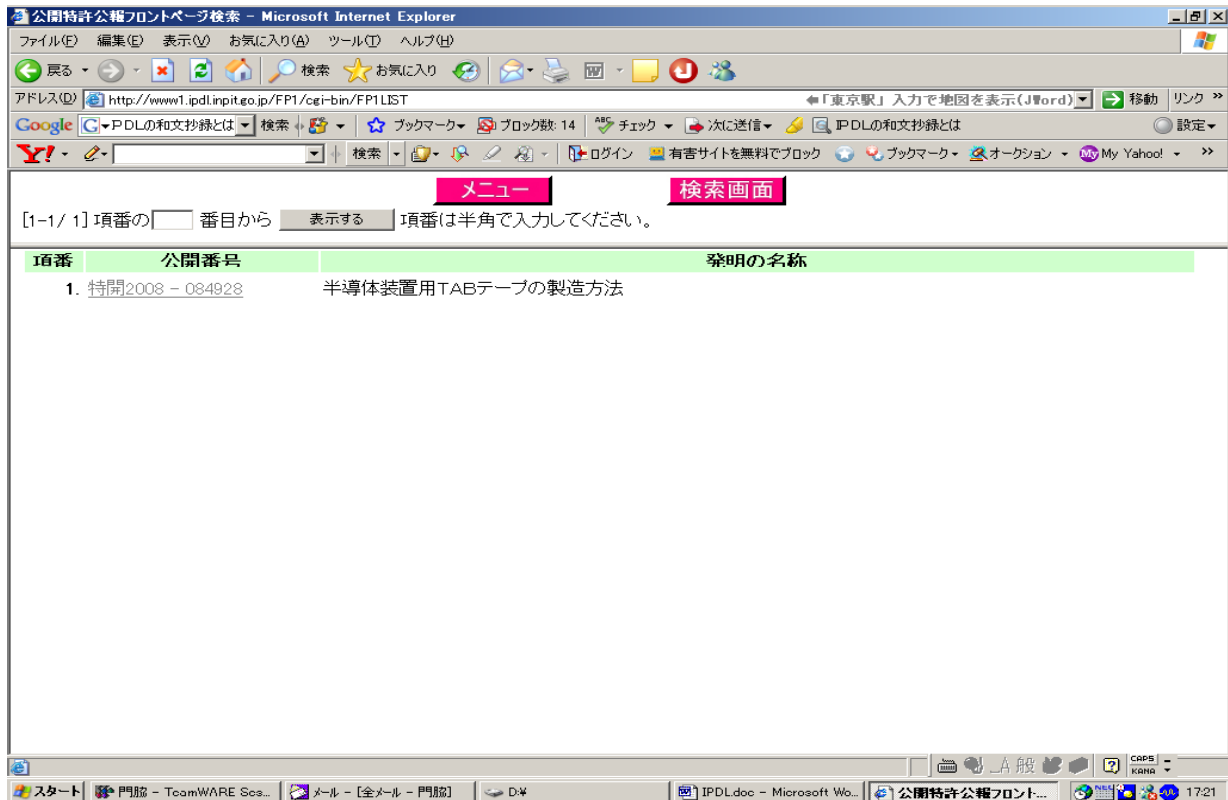
AND

● IPC【半角入力】 例: D01B7/04 A01C11/02
OR 検索を行う場合はIPCとIPCの間にスペース(全角若しくは半角)を入れてください。

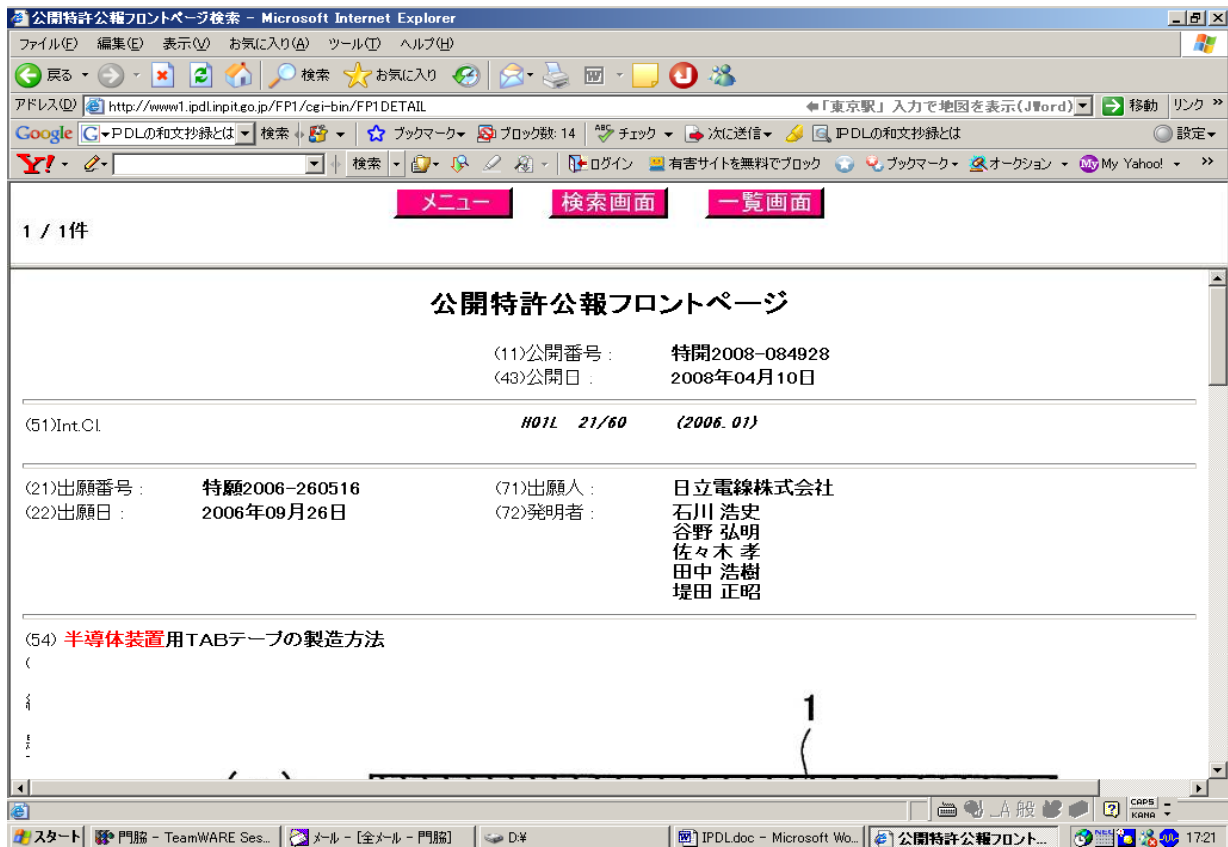
検索実行 文献蓄積情報

※検索結果：1件

(C) リスト表示 ((B) で一覧表示ボタンをクリック)



(D) フロントページ表示



9-7: 特許分類検索

(A) 検索画面

※入力：ヘルプ参照

9-8: パテントマップガイダンス

(A) 照会画面

(B) 入力例（半導体装置＊マウント）

パテントマップガイダンス (PMGS)

メニュー ニュース ヘルプ

FI改正情報 テーマ改廃情報 テーマコード表 IPC改正表 IPC指針

照会 キーワード検索 キャッチワードインデックス検索 コンコードダンス検索

選択された表示種別はFI照会、IPC照会時のメイングループより下の階層を表示するときに有効となります。

表示種別 ☒ 一覧表示 ☐ ターゲット表示 ☐ 同階層表示

●キーワード検索:
照会画面項目を選択後、キーワード、サーチ範囲を入力し(いずれか一方でも可)、検索ボタンをクリックして下さい。詳細な入力方法はヘルプを参照して下さい。

照会画面

キーワード
入力例: 農業、機械＊金属、土壌＊(水+液状)
AND

サーチ範囲
(分類コード、
テーマコード)
入力例: A01B、2B+5B001、A01N25+B01B

☐ FI
☐ FIハンドブック
☒ IPC第8版(日付指定) 20080724
☐ Fタームリスト
☐ Fターム解説

●キャッチワードインデックス (IPC第6版) 検索:
キャッチワード、サーチ範囲を入力し(キャッチワードのみ必須)、検索ボタンをクリックして下さい。詳細な入力方法はヘルプを参照して下さい。

キャッチワード
入力例: 農業、機械＊金属、土壌＊(水+液状)
AND

(C) 検索結果

入力例: 農業、機械＊金属、土壌＊(水+液状)
AND', 'サーチ範囲
(分類コード)
入力例: A61K、A61K6、A61K,ADB、C08L27/06、C09K3/14,510', '●検索結果 ヒット件数 1 件(1-1件目を表示中)', '表示種別 ☒ 一覧表示 ☐ ターゲット表示 ☐ 同階層表示', and a search result: '・H01L21/58支持体上への半導体装置のマウント [2]'. The footer shows 'ページが表示されました'."/>

PMGS/SEEK - Microsoft Internet Explorer

メニュー ヘルプ 先頭画面 戻る 進む

＊ ＊ IPC(第8版)検索 ＊ ＊
2008.07.24の時点で有効なIPCを表示します。

●検索条件: 再検索する場合はキーワード、サーチ範囲を入力し(いずれか一方でも可)、検索ボタンをクリックして下さい。詳細な入力方法はヘルプを参照して下さい。

キーワード
入力例: 農業、機械＊金属、土壌＊(水+液状)
AND

サーチ範囲
(分類コード)
入力例: A61K、A61K6、A61K,ADB、C08L27/06、C09K3/14,510

●検索結果 ヒット件数 1 件(1-1件目を表示中)

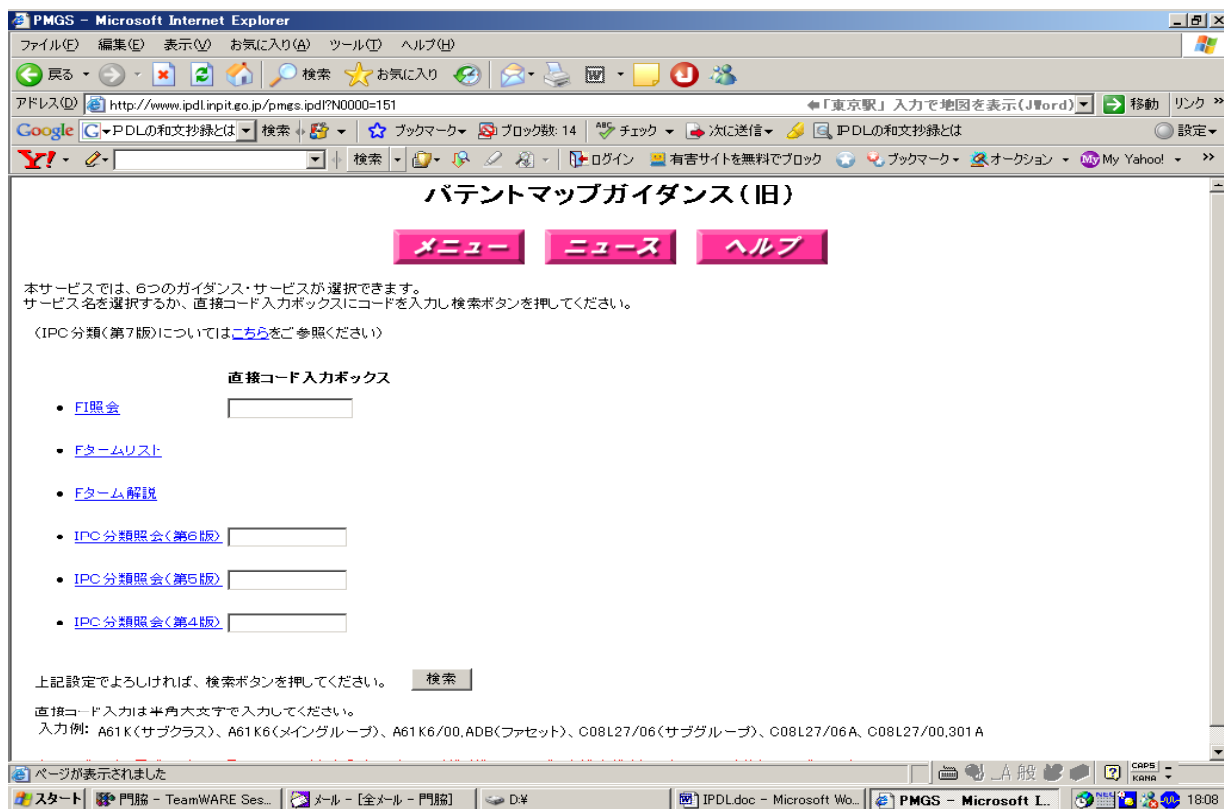
表示種別 ☒ 一覧表示 ☐ ターゲット表示 ☐ 同階層表示

・H01L21/58支持体上への半導体装置のマウント [2]

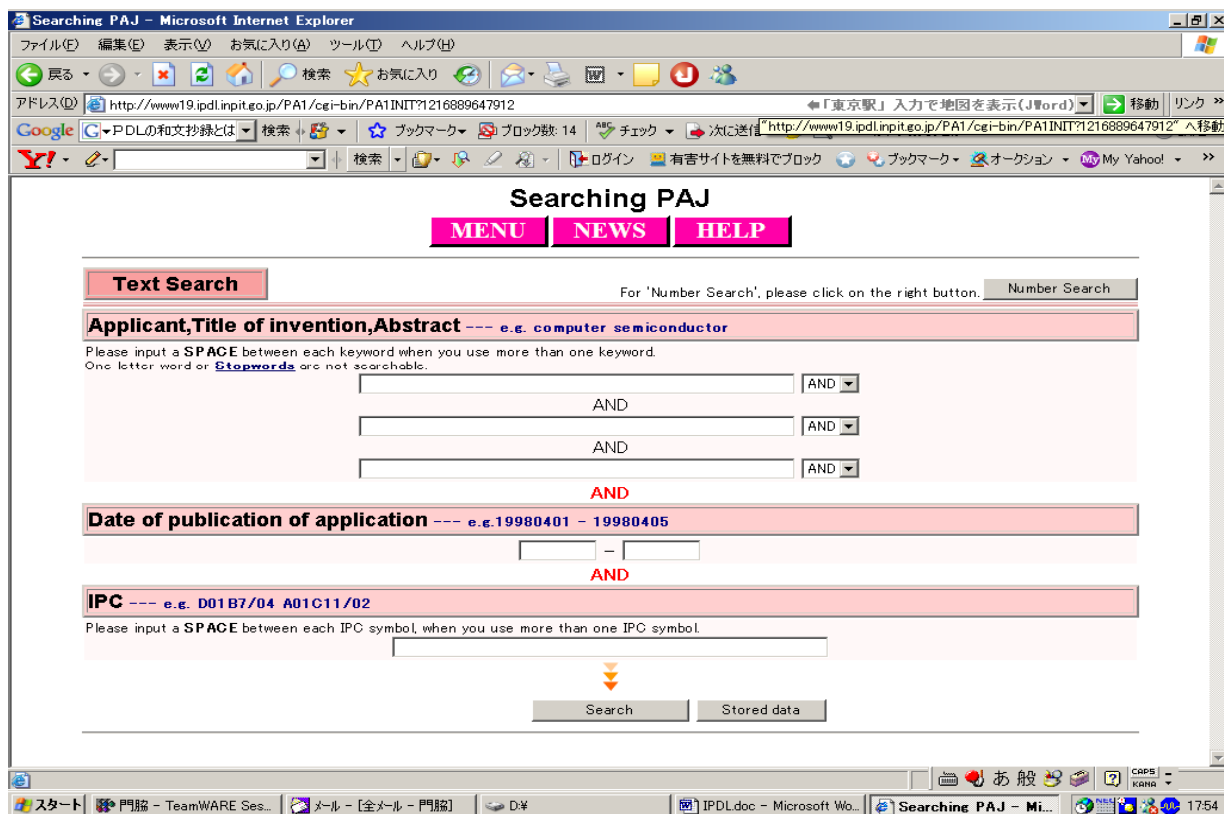
ページが表示されました

※参考：半導体装置＊ダイボンディング：0件

9-9: パテントマップガイダンス (旧)



9-10: PAJ検索 (英語表示)



※特許公開公報の英訳抄録

9-11: FI/Fターム検索 (英語表示)

FI/F-term Search

MENU NEWS HELP

Data Type
This choice can be omitted. (When you have no check, all Data Types are chosen.)
☐ Patent ☐ Examined utility model registration ☐ Patent specification ☐ Examined utility model specification

Theme --- e.g. 2C001
Enter a F-term Theme in the box below.

Publication Date --- e.g. 20010101-20031231
You can specify a range of Publication Date to narrow your search.
This choice can be omitted.
From: - To:

FI/F-term/facet --- e.g. AA01+[A63F9/22-ZAA]
Enter the query into the box below, up to 500 letters (essential requirement for searching)
Boolean operators: "+" means 'OR', "*" means 'AND', "-" means 'NOT'.

Display Type
All Pages

Priority of search result display
Check the kind of document, which you want to indicate the Search Result (Document Number).
☒ unexamined applications ☐ examined applications

Search **Clear**
Stored Data **PatentMap Guidance**

9-12: 外国公報DB

外国公報DB

メニュー ニュース ヘルプ

●文獻番号
発行国・機関-種別-番号の順で入力して下さい【半角英数】。△は半角スペースを表します。

発行国・機関	アメリカ (US)	EPO (EP)	イギリス (GB)	ドイツ (DE)	フランス (FR)	スイス (CH)	WIPO (WO)	カナダ (CA)
種別	A1: 特許明細書、特許公開 B2: 特許明細書(2001年~)	A1: 特許公開 (サーチレポート付) A2: 特許公開 (サーチレポートなし) A3: サーチレポート B1: 特許明細書 B2: 特許正明細書	AΔ: 特許公開、特許公告	A1: 特許公開 B1: 特許公告 B3: 特許(2004年~) C1: 特許	AΔ: 公開、特許(旧法)	AΔ: 特許公告(無審査含む) B5: 特許(審査)	A1: 国際公開 (サーチレポート付) A2: 国際公開 (サーチレポートなし) A3: サーチレポート	AΔ: 特許(1989年9月) A1: 特許公開 CΔ: 特許(1989年10月~)
例	(特許明細書) US-A1-2234567 (特許公開) US-A1-011234567 または US-A1-20011234567	EP-A2-123456	GB-AΔ-1234567	DE-B1-10512345 または DE-B1-102005123456	FR-AΔ-1234567	CH-AΔ-423456	WO-A1-05012345 または WO-A1-2005012345	CA-AΔ-1234567

1. 2. 3. 4.
5. 6. 7. 8.
9. 10. 11. 12.

●表示形式 ☒ イメージ表示 ☐ PDF表示
 ●表示種別 全頁
 文獻番号照会

クリア **文獻番種情報**

※PDFデータ

9-13: 審査書類情報照会

(A) 入力例 (特願2006-199704)

審査書類情報照会

メニュー ニュース ヘルプ

種別	特許出願・実用出願・特許公開・特許公表・実用公開	特許公告・実用全文・実用公告・実用公表	特許・登録実用・実用登録
指定形式	元号 和暦年 - 一連番号 または 西暦年4桁 - 一連番号	元号 和暦年 - 一連番号	一連番号
例	H12-123456 または 2000-123456	S46-123456	2500001

※2003年(平成15年)7月以降の審査に関する書類等が文献番号から参照できます。

●種別

●番号

(B) 審査書類情報表示

ヘルプ

注: 書類がTIFFイメージの場合には、TIFFイメージ用プラグインをインストールする必要があります。

特許願2006-199704

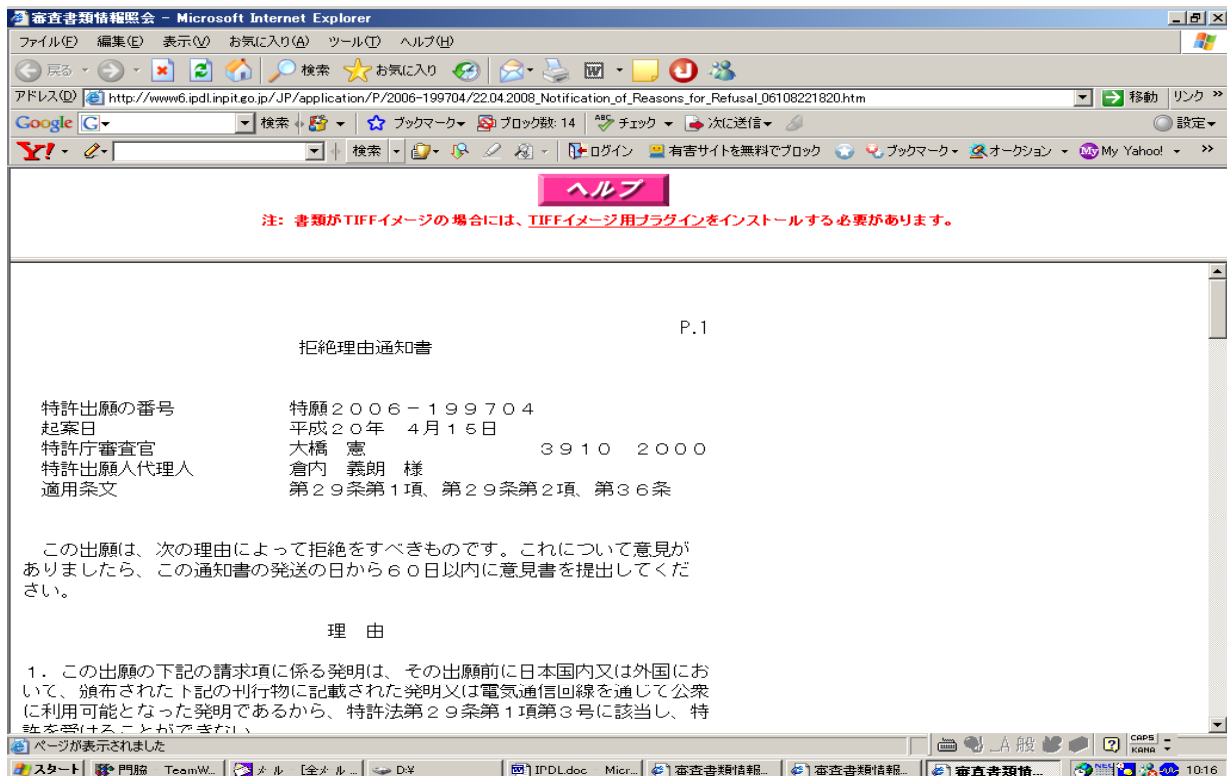
以下リストに表示される日付は「dd.mm.yyyy」の形式で表示されます。

- 参照可能書類リスト

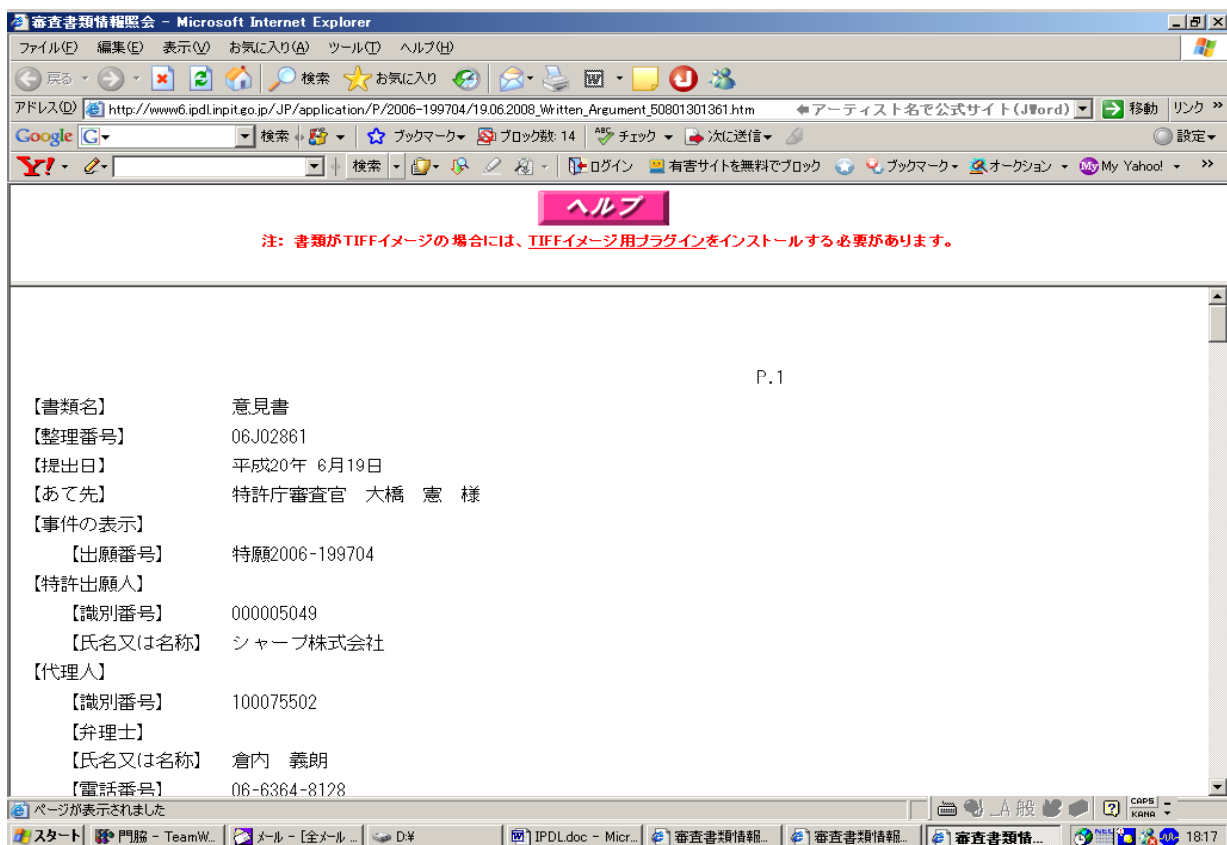
※2003年(平成15年)7月以降の審査に関する書類等が参照できます。

- 21.07.2006: 特許願
- 21.07.2006: 請求の範囲
- 21.07.2006: 明細書
- 21.07.2006: 図面
- 21.07.2006: 要約書
- 20.06.2007: 出願審査請求書
- 22.04.2008: 拒絶理由通知書
- 19.06.2008: 意見書
- 19.06.2008: 手続補正書
- 15.07.2008: 拒絶査定

(C) 拒絶理由通知書



(D) 意見書



(E) 手続補正書

審査書類情報照会 - Microsoft Internet Explorer

ヘルプ

注: 書類がTIFFイメージの場合には、[TIFFイメージ用プラグイン](#)をインストールする必要があります。

P.1

【書類名】 手続補正書
 【整理番号】 06J02861
 【提出日】 平成20年 6月19日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】 特願2006-199704
 【補正をする者】
 【識別番号】 000005049
 【氏名又は名称】 シャープ株式会社
 【代理人】
 【識別番号】 100075502
 【弁理士】
 【氏名又は名称】 倉内 義朗
 【電話番号】 06-6364-8128

ページが表示されました

(F) 拒絶査定

審査書類情報照会 - Microsoft Internet Explorer

ヘルプ

注: 書類がTIFFイメージの場合には、[TIFFイメージ用プラグイン](#)をインストールする必要があります。

P.1

拒絶査定

特許出願の番号 特願2006-199704
 起案日 平成20年 7月 8日
 特許庁審査官 大橋 憲 3910 2000
 発明の名称 光学デバイスおよび電子機器
 特許出願人 シャープ株式会社
 代理人 倉内 義朗

この出願については、平成20年 4月15日付け拒絶理由通知書に記載した理由2によって、拒絶をすべきものです。
 なお、意見書及び手続補正書の内容を検討しましたが、拒絶理由を覆すに足りる根拠が見いだせません。

備考

■請求項1-12
 ■理由2

ページが表示されました

9-14: コンピュータソフトウェアデータベース (CSDB 検索)

CSDB検索 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 検索 お気に入り 印刷 送信 設定

アドレス http://www.ipdl.inpit.go.jp/Csdb/csdbsa.ipdl?N0000=160

Google 検索 IPDLの和文抄録とは

検索 ブックマーク ブロック数: 14 チェック 次へ送信 IPDLの和文抄録とは

Y! 検索 ログイン 有害サイトを無料でブロック ブックマーク オークション My Yahoo!

コンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)検索

[メニュー](#) [ニュース](#) [ヘルプ](#)

●文献種別

☒ マニュアル ☒ 単行本 ☒ 技術雑誌(外国) ☒ 技術雑誌(国内) ☒ 非技術雑誌

☒ 学会論文(外国) ☒ 学会論文(国内) ☒ 企業技報 ☒ 団体機関誌 ☒ 予稿集

各検索項目毎の入力方法はヘルプを参照してください。

検索項目選択	検索キーワード	検索方式
発行日		OR
AND		
CSターム		OR
AND		
フリーワード		OR

検索 クリア CSターム 検索可能範囲

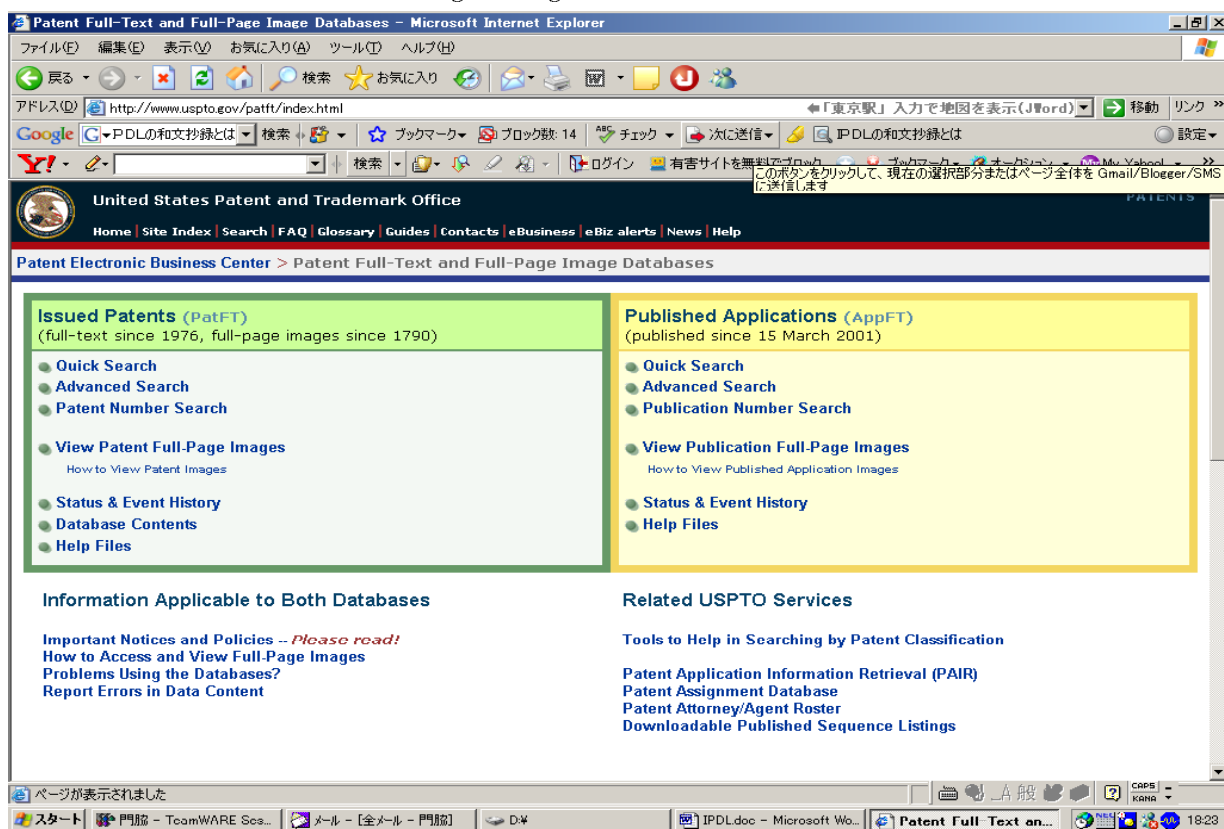
注: CSDBは著作権者から許諾をいただいたものについて、IPDLで一次文献、抄録を掲載しています。
IPDLを閲覧した方が表示されたこれらの情報を態様の如何を問わず第三者(特定多数をきむ)に提供し、
又は利用可能とすることは、著作権侵害となりますのでご注意ください。

ページが表示されました

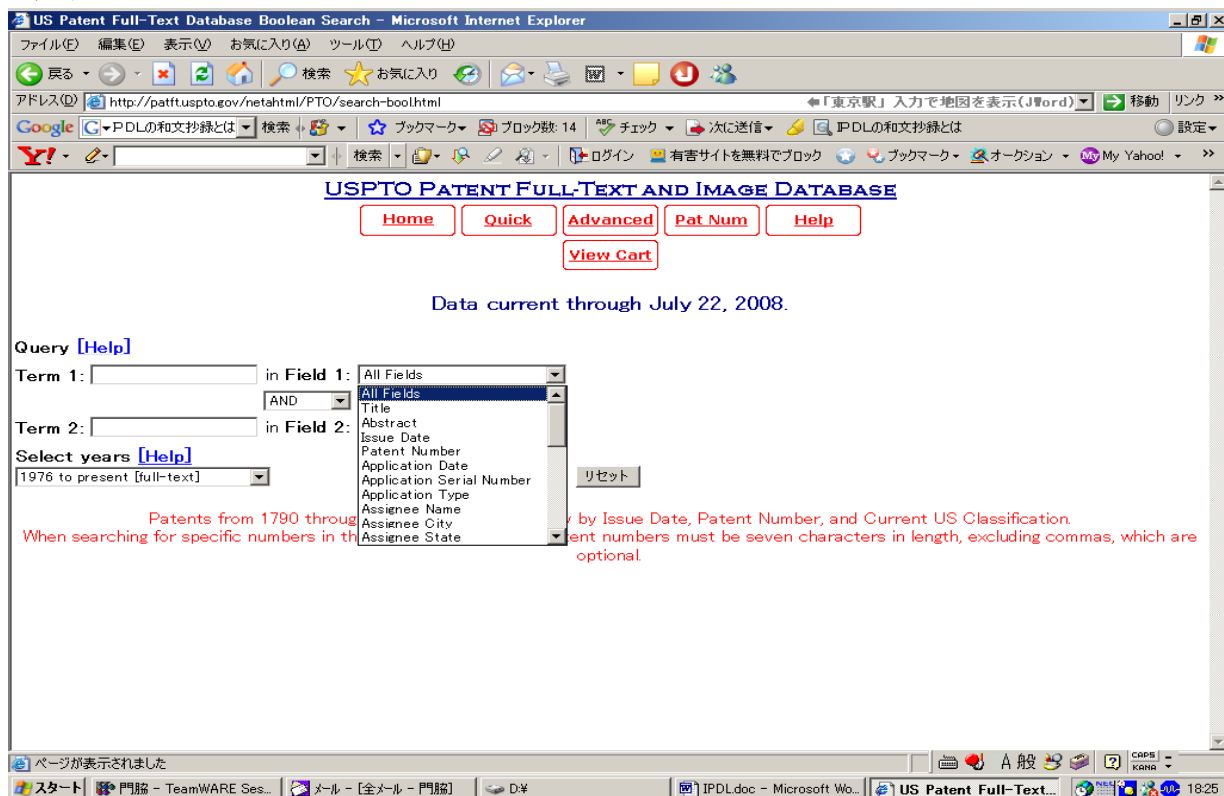
スタート 門脇 - TeamWARE Ses... メール - [全メール - 門脇] D¥ IPDLdoc - Microsoft Wo... CSDB検索 - Micros... 18:22

10 : USPTO (米国特許庁) DBによる米国特許調査

(A) Patent Full-Text Full-Page Image Databases



(B)



1 1 : 発明の把握

1 1 - 1 : 従来技術の改良／変更

- ・前提：従来技術の課題（問題点）の把握／認識
- ・課題を解決：発明の可能性（主観性→客観性：特許調査による従来技術の把握）
- ・自己評価：新規性／進歩性／実用性の確認→
発明（課題解決手段・作用効果の把握／一定水準での客観性）

1 1 - 2 : 発明申請／出願申請（社内体制整備）

- ・申請書式
- ・上長の確認

1 1 - 3 : 第三者（特許部門／部門管理職）による評価

- ・特許性評価（新規性／進歩性）
- ・実用性評価（意味のある出願：開発テーマとの関連）

1 1 - 4 : アイデア奨励・特許出願対応策（参考）

- ・良い発明を支える多数のアイデアが必要（千三つ：失敗学（畑村洋太郎））
- ・アイデア発掘制度→出願対象抽出→評価／承認／出願処理→特許事務所への依頼
- ・特許事務所との連携

1 1 - 5 : 発明の例

（A）キルビーの I C 特許

- ・従来技術：複数の素子を一つの固体に配置
- ・発明内容：
能動素子、受動素子の配置を単一表面側で接続するように配置

（B）ノイスのプレーナ I C 特許

- ・従来技術：プレーナ拡散技術（ハーニー）
- ・発明内容：
単一表面からの拡散によって素子を形成し、相互に表面で接続

（C）結晶面特許（日立）

- ・従来技術：結晶面（1 1 1）
- ・発明内容：
結晶面（1 0 0）（1 1 0）を適用した素子

（D）CMOS 特許

- ・従来技術：個別チャンネル MOS
- ・発明内容：
CMOS：N-MOS と P-MOS を一体化

（E）歴史的な発明に限らない

- ・実用性がある発明（技術水準の高度性：非容易性を満たせば十分）

1 2：特許出願に必要な書類

・特許出願に必要な書面の基本様式（特許法 3 6 条）

→願書および願書に添付する書面（特許請求の範囲、明細書、必要な図面、要約書）

1 2－1：願書（特許法施行規則 2 3 条）

（様式 2 6 参照）

【書類名】	特許願	
【整理番号】	〇〇〇	
【提出日】	平成〇年〇月〇日	
【あて先】	特許庁長官殿	
【国際特許分類】	〇〇〇	
【発明者】		
【住所又は居所】	〇〇〇	
【氏名】	〇〇〇	
【特許出願人】		
【識別番号】	〇〇〇	
【氏名又は名称】	〇〇〇	
【代理人】		
【識別番号】	〇〇〇	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	〇〇〇	
【電話番号】	〇〇〇	
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	〇〇〇	
【納付金額】	〇〇〇	
【提出物件の目録】		
【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1

1 2－2：特許請求の範囲（施行規則 2 4 の 4 条）

（様式 2 9 の 2 参照）

【書類名】	特許請求の範囲
【請求項 1】	〇〇〇 . . .
【請求項 2】	〇〇〇 . . .
・	
【請求項 N】	〇〇〇 . . .

1 2 - 3 : 明細書 (施行規則 2 4 条)
(様式 2 9 参照)

【書類名】 明細書

【発明の名称】 ○○○

【技術分野】

○○○ . . .

【背景技術】

○○○ . . .

【特許文献 1】 ○○○

【非特許文献 1】 ○○○

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

○○○ . . .

【課題を解決するための手段】

○○○ . . .

【発明の効果】

○○○ . . .

【発明を実施するための最良の形態】

○○○ . . .

【実施例 1】

○○○ . . .

※＜実施の形態 1＞

【実施例 2】

.

※＜実施の形態 2＞

【実施例 N】

○○○ . . .

※＜実施の形態 N＞

【産業上の利用可能性】

○○○ . . .

※通常不要

【図面の簡単な説明】

【図 1】 ○○○

【図 2】 ○○○

.

【図 N】 ○○○

【符号の説明】

1 ○○○

2 ○○○

.

N ○○○

1 2－4：図面（施行規則 2 5 条）

（様式 3 0 参照）

【図面】
【図 1】
【図 2】
・
【図 N】

1 2－5：要約書（施行規則 2 5 条の 2、2 5 の 3 条）

（様式 3 1 参照）

【書類名】	要約書
【要約】	
【課題】	○○○・・・
【解決手段】	○○○・・・
【選択図】	図 1

1 3：特許請求の範囲／明細書／図面／要約書の記載上の注意事項

1 3－1：一般的注意事項

（様式 2 9、2 9 の 2 参照）

	項目	記載上の注意
1	用紙、字数	A 4、（4 0 字・5 0 行）／ページ
2	文字	1 0 ポイント～1 2 ポイント（1 0．5 ポ）、（全角）平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字、アラビア数字
3	文章	口語体、技術的に正確・簡明に記載。 他の文献を引用して記載に代えることはできない（1 件書類で完結）
4	用語	技術用語は学術用語を使用。 一般用語は普通の意味で使用し、明細書および特許請求の範囲全体で統一して使用。 特定の意味で使用する場合は、その意味を定義して使用
5	登録商標	登録商標を使用しなければ表現できない場合に限り使用。 使用する場合は登録商標であることを記載
6	日本語で表現できない場合	微生物、外国名の物質など用語の意味を日本語で十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献などは、その日本名の後に括弧（ ）をして原語を記載
7	微生物の受託番号	微生物の寄託の受託番号は、微生物名の次に記載

8	化学物質	物質名では化学構造を直ちに理解できないときは、物質名に加えて、化学構造を理解できるような化学式を記載
---	------	--

1 3 - 2 : 特許請求の範囲記載上の注意事項

(様式 2 9 の 2 参照)

	項目	注意事項
1	明細書との関係	明細書の記載と矛盾しないように字句は統一して使用。 発明の詳細な説明に記載したものであることが必要。 (実務：請求項の記載内容を明細書の「課題を解決するための手段」の項に転記することで対応)
2	他の請求項の引用	他の請求項を引用して記載するときは、原則として引用する請求項に続けて記載
3	2 以上の請求項の引用	原則として引用する請求項を択一的に引用し、同一の技術的限定を付して記載。 (択一的に引用する例： 請求項 1 または請求項 2 に記載の・・・。 請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか一つに記載の・・・。)
4	項番号の付け方	【請求項 1】、【請求項 2】のように記載。 請求項が 1 つのみの場合でも 1 を付けて、請求項 1 とする。 請求項の中で他の請求項を引用する場合は「請求項 1」、「請求項 2」のように記載 (【】は使用しない)

1 3 - 3 : 明細書記載上の注意事項 (項分け記載)

(様式 2 9 参照)

	項目	注意事項
1	項分け記載	次の各項に分けて記載。(「3 - 3 : 明細書 (施行規則 2 4 条)」参照) 発明の名称、技術分野、背景技術、特許文献 (非特許文献)、発明が解決しようとする課題、課題を解決するための手段、発明の効果、発明を実施するための最良の形態、(実施の形態／実施例) (産業上の利用可能性)、図面の簡単な説明、符号の説明
2	記載水準	当業者が実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載 (特許法 3 6 条 4 項：違反したときは拒絶理由)
3	発明の名称	発明の内容を簡明に表現する (端的に技術対象を表す)。 カテゴリー (物、方法) を明確にする
4	技術分野	特許を受けようとする発明が属する技術の分野を記載。 発明の名称に対して数行程度の説明を付加する
5	背景技術	特許を受けようとする発明に関連する従来技術の内容を記載 (できるだけ特許文献 (非特許文献) などを明記)。

		最も近い従来技術を従来例として説明し、発明をするに至った背景を説明。 従来技術の構成、作用などを説明することで従来例の問題点が明らかになるように説明
6	特許文献（非特許文献）	特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明（特許法２９条１項３号）であって、特許出願のときに知っているものがあるとき：情報の所在を次のように記載 【特許文献１】特開〇〇〇〇－〇〇〇〇号公報 【非特許文献１】〇〇著、「〇〇」〇〇出版、〇〇年〇〇月発行、p. 〇〇～〇〇（著者、書名、発行所、発行年月日等）
7	発明が解決しようとする課題	従来技術（従来例）の問題点を抽出し、解決しようとする課題として記載
8	課題を解決するための手段	特許請求の範囲と同一の記載。 （特許請求の範囲は明細書とは別の書類であり、また、各請求項に係る発明が明細書に記載されていることが必要） 手段（発明特定事項）の次に、発明特定事項による作用を記載
9	発明の効果	従来技術との関連で有利な効果（請求項に係る発明が奏する特有の効果）を記載
10	発明を実施するための最良の形態	第三者（当業者）が実施できる程度に記載することが必要である（∴開示の代償としての特許権）。 個々の構成要素（技術的手段：発明特定事項）が、どのように構成され、どのように作用するか、また構成要素が問題点を解決する上で、互いにどのように関連して作用するのかなどを記載
11	実施例	一般的には、実施の形態をさらに詳細に説明する場合に活用。 ＜実施の形態１＞・・・＜実施の形態Ｎ＞として区分する場合もある
12	産業上の利用可能性	産業上の利用可能性が不明の場合に記載 （通常は記載不要）
13	図面の簡単な説明	図ごとに改行して説明。図の種類（平面図、側面図、断面図、フローチャート、図表等）を明記
14	符号の説明	発明特定事項に関連する構成各部に付した名称を記載

13－4：図面作成上の注意事項

（様式３０参照）

	項目	注意事項
1	描き方	製図法に従う
2	単位図面の大きさ	横１７０mm、縦２５５mm以内（１ページ内）

3	複数図の扱い	発明内容を最も良く表す図を【図1】とする。以下、連続番号を付す。 異なる番号の図を横に並べるのは不可（並べる場合は縦に）
4	切断面	平行斜線（ハッチング）。 ある図の切断面を他の図に描くときは、切断面を一点鎖線で示し、両端に符号を付して描く方向を矢印で示す
5	符号	明細書で説明する構成各部に引き出し線を用いて符号を付す

1 3 - 5 : 要約書作成上の注意事項

(様式 3 1 参照)

	項目	注意事項
1	項目	課題、解決手段に区分して記載
2	文字数	4 0 0 字以内
3	符号	選択図（施行規則 2 5 条の 2）で使用した符号を使用
4	課題	明細書の「発明が解決しようとする課題」で記載した目的の抄録
5	解決手段	明細書の「実施の形態」で記載した代表図面に対応する実施の形態（実施例）の説明の抄録

1 4 : 特許請求の範囲 作成のポイント

1 4 - 1 : 記載基準

(A) 請求項：発明特定事項の全てを記載

- ・「請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項（発明特定事項）の全てを記載すること」（3 6 条 5 項）
- ・請求項に記載した技術的事項（発明特定事項）は、発明を特定するものとして解釈されることから、各技術的事項はできるだけ上位概念で記載し、不要な技術的事項（不要な限定）は記載しない。
- ・発明特定事項は、発明が解決しようとする課題に対応するものであることから、課題を解決するために必要不可欠な技術的事項のみを抽出する。
- ・新規に創作した技術的事項（特徴部分）に着目して発明特定事項を抽出する。

(B) 発明の詳細な説明に記載したものであること（3 6 条 6 項 1 号）

(C) 発明が明確であること（3 6 条 6 項 2 号）

1 4 - 2 : 発明が不明確な例（3 6 条 6 項 2 号違反の類型例）

(A) 例 1（審査基準：技術的に正しくない事項を含む場合）

- ・「4 0 ～ 6 0 重量%の A 成分と、3 0 ～ 5 0 重量%の B 成分と、2 0 ～ 3 0 重量%の C

成分からなる合金。」

→A成分の最大成分量と残りのB成分、C成分の最小成分量の和が100%を超えており、技術的に正しくない記載を含む。

(B) 例2 (審査基準：発明特定事項どうしの関係が不整合となる場合)

・「出発物質Ⅰから中間生成物Ⅱを生産する第1工程およびⅢを出発物質として最終生成物Ⅳを生産する第2工程からなる最終生成物Ⅳの製造方法。」

→第1工程の生成物と第2工程の出発物質とが相違。明細書及び図面の記載、出願時の技術常識を考慮して第1工程、第2工程を解釈しても、それらの関係が明確でない。

(C) 例3 (審査基準：あいまいな表現がある場合)

- ・否定的な表現 (「～を除く」、「～でない」等)
- ・比較の基準／程度が不明確な表現 (「やや比重の大なる」「はるかに大きい」「高温」「低温」「滑りやすい」「滑りにくい」等)
- ・用語の意味があいまい

14-3：請求項のパターン例 (定型文例) (必要に応じてふさわしい形式を選択)

(A) 列举形式

・座部と、該座部を支持する脚部と、前記座部に固着された背もたれとを備えることを特徴とする椅子。(特徴部分：特定されない表現形式)

(B) ジェプソン形式 (前提部分と特徴部分で構成)

・座部と、該座部を支持する脚部とを備える椅子において、前記座部に固着された背もたれを備えることを特徴とする椅子。(特徴部分：座部に固着された背もたれ)

・座部と、該座部を支持する脚部とを備える椅子であって、前記座部に固着された背もたれを備えることを特徴とする椅子。(特徴部分：座部に固着された背もたれ)

(C) マーカッシュ形式

複数の部材を含むグループから、任意の部材を選択する形式。(主に物質関係で利用)

- ・～元素A、B、C、D、およびEからなる群から選択された1つの元素を～

14-4：引用形式請求項 (従属請求項) の作成

(A) 典型例

・先行する請求項 (独立請求項／引用形式請求項) の発明特定事項の全てを含む請求項であり、効果を主張できる発明特定事項を用いてさらに限定

・例：

【請求項1】

座部と、該座部を支持する脚部とを備える椅子であって、前記座部に固着された背もたれを備えることを特徴とする椅子。(特徴部分：座部に固着された背もたれ)

【請求項2】

前記背もたれは、弾性部材で構成してあることを特徴とする請求項1に記載の椅子。(限定部分：背もたれをさらに限定)

(B) その他

・先行する請求項（独立請求項／引用形式請求項）の発明特定事項の一部を置換する請求項、先行する請求項とはカテゴリーが異なる請求項など

・例：（審査基準）

【請求項 1】

～構造を備えることを特徴とするボールベアリング。

【請求項 2】

～という特定の工程による請求項 1 に記載のボールベアリングの製造方法。

（C）複数の請求項を引用する場合

・択一的に記載（13-2：特許請求の範囲記載上の注意事項 3 参照）

・従属の従属も可（引用関係：親－子－孫）

14-5：請求項作成のコツ

（A）物の発明と方法の発明の相違

（A-1）物の発明

構成（発明特定事項）を列挙して、その物が目の前にあるとした状態を記載（定型文（ことを特徴とする・・・）の直前の記載部分は、動作を示す用語ではなく、状態を示す用語（を備える／を有する／構成としてある）で終える。動作を示す用語は各構成に対して修飾的に使用）

→文例：

× ～前記入射光を反射部が反射することを特徴とする導光装置。

○ ～前記入射光を反射する反射部を備えることを特徴とする導光装置。

（A-2）方法の発明

構成（発明特定事項）を時系列的に列挙して、方法の実施時の流れ、経過がわかるように記載（定型文（同前）の直前の記載部分は、物の発明と異なり、工程などを時系列で示す場合を除いて通常は動作を示す用語で終える。）

→文例：

・複数の端子が形成された配線基板を測定台に載置し、前記各端子にプローブを同時に接触させて端子の電位を同時に測定し、測定した結果に基づいて合否判定することを特徴とする電気特性検査方法。

・複数の端子を形成された配線基板を測定台に配置する工程と、各端子にプローブを接触させて電位を測定する工程と、測定した結果に基づいて合否判定する工程とを備えることを特徴とする電気特性検査方法。

（B）発明特定事項（構成要素）と従来技術との相違点、発明の特徴部分を明確に把握（意識）した上で、第三者（審査官：記載不備／競合者：回避可能性）の立場に立って見直す（推敲／反問の繰り返し）→完成度向上

（C）主張したい作用効果に対応する発明特定事項（効果を主張するのに必要かつ十分な構成要素）を抽出して請求項を組み立てる

（D）発明特定事項について、上位概念への展開、下位概念への展開、展開に伴う特有の作用効果を十分に検討

・上位概念→広い権利範囲

・下位概念→強い権利範囲（実施可能性の高いもの／先行文献との差別化による拒絶理由回避策）

(E) 請求項から実施例の図面が描けるか

(F) 先人に学ぶ

- ・記載態様を参照して先行特許を超える構成
- ・先行特許周辺で実施可能性のある権利の取得

1 5：明細書 作成のポイント（「1 3－3：明細書記載上の注意事項」参照）

1 5－1：明細書の記載基準

- ・当業者が実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載すること（3 6条4項）
- ・実施（実施可能要件）：
 - 物の発明：その物を作ることができる／その物を使用できること
 - 方法の発明：その方法を使用できること
 - 物を生産する方法の発明：その方法により物を作ることができる
- ・同一分野の先行特許文献（特に登録公報）を参照

1 5－2：発明の名称

- ・技術の内容（範囲）をある程度予測できる程度に記載（抽象的な修飾語などは不可）
- ・各技術分野での従来用法を参照
（例：生産工程管理装置およびコンピュータプログラム）
- ・特許請求の範囲の最後に記載した用語に一致させる

・例：

【請求項1】座部と、該座部を支持する脚部とを備える椅子において、前記座部に固着された背もたれを備えることを特徴とする椅子。

↓

【発明の名称】椅子

- ・1出願に複数の発明を含める場合：「および」でまとめる
（例：生産制御装置、生産制御方法およびコンピュータプログラム。A、BおよびC）

1 5－3：技術分野

- ・発明の名称に多少の説明を補足してどのような技術内容、技術領域に関係するものかを明示（数行以内で十分）
- ・例：ジェプソン形式の請求項では、前提部分の主要部を適宜利用して記載
【請求項1】座部と、該座部を支持する脚部とを備える椅子において、前記座部に固着された背もたれを備えることを特徴とする椅子。

↓

【技術分野】本発明は、座部と脚部を備える椅子に関する。

1 5－4：背景技術

- ・発明の改良点、特徴が明確になるように最も近い従来技術を比較対象として説明
- ・従来技術を用いて発明をするに至った背景を説明
- ・できるだけ文献（特に特許文献）を開示する（特許文献が無い場合には非特許文献でも良い）。通常は、必ず先行する特許文献が存在

- ・定型文例：

以下に、図○ないし図○を参照して、従来の○○○を説明する。
図○は、従来例に係る○○○の概略構成を説明する説明図である。
○○○は、～ ～ ～ で構成してある（例えば、特許文献１参照。）。
○○○は、～ ～ ～ を行なうことができる。
しかしながら、～ ～ ～ できないという問題がある。

１５－５：発明が解決しようとする課題

- ・問題点として指摘した事項に対応する解決課題（従来技術の問題点＝解決課題→目的）を明示（例：従来例の○○では、位置合わせ精度を上げることができない。→位置合わせ精度を上げることが可能な○○を提供することを目的とする。）
- ・通常は、独立請求項に対応させて記載
- ・必要に応じて従属請求項に対応する課題を追記（また、～。特に差別化したい従属請求項の場合）

- ・定型文例：（「また、」以降は複数の発明を記載する場合）

上述したとおり従来技術は、～ ～ ～ という問題がある。

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、（～することにより）～することができる～装置を提供することを目的とする。

また、本発明は、～することができる～装置を提供することを他の目的とする。

また、本発明は、～することができる～方法を提供することを他の目的とする。

１５－６：課題を解決するための手段

- ・各請求項の内容を転記（記載の一部を並べ替える）
- ・各請求項による作用、効果などを併せて記載

- ・定型文例：

（請求項１：座部と、該座部を支持する脚部とを備える椅子において、前記座部に固着された背もたれを備えることを特徴とする椅子。）

↓

本発明に係る椅子は、座部と、該座部を支持する脚部とを備える椅子において、前記座部に固着された背もたれを備えることを特徴とする。

この構成により、座ったときに背中を支えることができる（椅子となる／椅子を提供することができる）。

（請求項２：前記背もたれは、弾性部材で構成してあることを特徴とする請求項１に記載の椅子。）

↓

本発明に係る椅子では、前記背もたれは、弾性部材で構成してあることを特徴とする。

この構成により、背中を柔軟に支えることができる（椅子となる／椅子を提供することができる）。

１５－７：発明の効果

- ・独立請求項による特有の効果を記載（主要な構成の作用を説明しつつ効果を記載）
- ・従属請求項については、特に主張したい特徴のある効果について記載

- ・定型文例：

本発明に係る〇〇装置によれば、～ ～ することから、～ ～ という効果を奏する。
(請求項 1：座部と、該座部を支持する脚部とを備える椅子において、前記座部に固着された背もたれを備えることを特徴とする椅子。)

↓

本発明に係る椅子によれば、座部に固着された背もたれを備えることから、座ったときに背中を支えることができるという効果を奏する。

1 5－8：発明を実施するための最良の形態（実施の形態）

・請求項に記載した発明特定事項を、さらに詳細（具体的）に説明（全ての請求項に対応させて、記載漏れのないように記載）

・当業者が実施できる程度に記載：先行文献を参照して記載水準を把握する

・請求項に記載した構成（発明特定事項）が上位概念で表現してある場合で、実施の形態で記載する構成を具体的な下位概念（実施例）で表現する場合：相互の対応関係を明確にする（上位概念：半導体発光装置、下位概念：LED（Light Emitting Diode）→半導体発光装置としてのLED 5は、・・・）

・構成が複雑な場合は、階層的に説明を展開して記載：全体→各部分（全体の構成の概略→全体の作用→各部の詳細な構成→各部の作用）

・できるだけ詳細に技術的思想としての構成を説明（設計図を記載する必要はない。しかし、具体例として各部の大きさなどを例示した方が良い場合もある。特に実施可能性を主張する必要がある場合には注意が必要。実施可能性については、第3者としての視線で反問し、客観的な評価に耐えうる程度に記載）

・図を用いて説明（原則としてできるだけ図面を活用。図面が不要な場合は少ない）：図面に記載した事項は必ず明細書で説明／説明する事項は必ず図面に表す

・実施の形態の数が多い場合：＜実施の形態 1＞＜実施の形態 2＞・・・＜実施の形態 N＞と区分すると記載が容易：実施例 1、実施例 2 とするより利用しやすい

・定型文例：

本発明の実施の形態に係る〇〇〇を、図〇ないし図〇に基づいて説明する。

図 1 は、本発明の実施の形態 1 に係る画像形成装置を操作側面から透視的に見た概略構成を示す透視側面図である。（注：図面の簡単な説明にそのまま転用できるように記載）

画像形成装置 1 は、～A 2 と、～ と、～C 5 とを備える（構成）。・・・～C 5 は、～C a 7 および C b 8 で形成（構成の詳細）してあり、・・・となり、・・・～動作する（構成の作用）。その結果、～という効果（構成の効果）が得られる。

（注：A、C、C a、C b：各構成の名称。A 2：2、C 5：5、C a 7：7、C b 8：8＝符号）

1 5－9：産業上の利用可能性

・通常は不要

1 5－10：図面の簡単な説明

・実施の形態での説明で用いた図の説明を転用

- ・図面の種類を記載
- ・定型文例：

【図 1】本発明の実施の形態 1 に係る画像形成装置を操作側面から透視的に見た概略構成を示す透視側面図である。

1 5 - 1 1 : 符号の説明

- ・特許請求の範囲に関する構成を列挙して符号と名称を記載

1 5 - 1 2 : 明細書作成のコツ

(A) ストーリー性（論理性）に十分配慮する

(B) 必要な文章作法

・特許請求の範囲および明細書を作成する前提：基本的な文章作法をマスターしておくことが重要（客観的な文章、正確で誤解を生じないわかり易い文章）

- ・参考文献：

本多勝一著「日本語の作文技術」／朝日文庫／1982年

木下是雄著「理科系の作文技術」／中公新書／1981年

山中秀雄著「新版 技術文書のまとめ方」上下／東洋経済新聞社／1971年

1 6 : 図面／要約書 作成のポイント

・「1 3 - 4 : 図面作成上の注意事項」「1 3 - 5 : 要約書作成上の注意事項」参照

・できるだけ図面を作成（通常は図面を用いて説明する。図面が不要な場合はほとんどない。方法の場合でも、フローチャートなど図面を利用することが多い）

1 7 : 特許出願の書類見本（特許請求の範囲／明細書／要約書／図面）（別紙公開特許公報参照）

以上